

令和7年度

福島県交通安全実施計画

福島県交通安全対策会議

目 次

実施計画の基本的な考え方及び道路交通事故の現状	1
第1章 道路交通の安全	3
第1節 道路交通環境の整備	3
1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	3
2 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化	6
3 幹線道路における交通安全対策の推進	6
4 交通安全施設等の整備事業の推進	10
5 高齢者等の移動手段の確保・充実	13
6 歩行者空間のバリアフリー化	13
7 無電柱化の推進	14
8 効果的な交通規制の推進	15
9 自転車利用環境の総合的整備	15
10 ITSの活用	15
11 交通需要マネジメントの推進	16
12 災害に備えた道路交通環境の整備	17
13 総合的な駐車対策の推進	19
14 道路交通情報の充実	19
15 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	20
第2節 交通安全思想の普及徹底	22
1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	22
2 効果的な交通安全教育の推進	
3 交通安全に関する普及啓発活動の推進	26
4 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進等	29
5 地域における交通安全活動への参加・協働の推進	
第3節 安全運転の確保	30
1 運転者教育等の充実	30
2 運転免許制度の改善	33
3 安全運転管理の推進	33
4 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	33
5 交通労働災害の防止等	38
6 道路交通に関する情報の充実	39
第4節 車両の点検整備・安全性情報の提供	40
1 自動車アセスメント情報の提供等	40
2 自動車の検査及び点検整備の充実	41
3 リコール制度の充実・強化	43
4 自転車の安全性の確保	43
第5節 道路交通秩序の維持	43
1 交通の指導取締りの強化等	43
2 交通事故事件等に係る適正かつ綿密な捜査の一層の推進	44
3 暴走族対策の推進	45

第6節	救助・救急活動の充実	46
1	救助・救急体制の整備	46
2	救急医療体制の整備	48
3	救急関係機関の協力関係の確保等	49
第7節	被害者支援の充実と推進	49
1	自動車損害賠償保障制度の充実等	49
2	損害賠償の請求についての援助等	50
3	交通事故被害者支援の充実強化	50
第8節	調査研究の充実	52
1	道路交通安全に関する研究の推進	
2	道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化	52
第9節	避難地域の交通安全	52
1	交通事故の発生状況	
2	交通安全対策の強化	
3	避難生活者に対する交通安全教育の推進	52
第2章	鉄道交通及び踏切道における交通の安全	52
第1節	鉄道交通の安全対策	52
1	鉄道交通環境の整備	52
2	鉄道交通の安全に関する知識の普及	53
3	鉄道の安全な運行の確保	53
4	鉄道車両の安全性の確保	57
5	救助・救急活動の充実	57
6	被害者支援の推進	58
第2節	踏切道における交通の安全対策	59
1	踏切道の立体交差化、構造の改良 及び歩行者等立体横断施設の整備等の促進	59
2	踏切保安設備の整備	60
3	踏切道の統廃合の促進	60
4	その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置	61

実施計画の基本的な考え方及び道路交通事故の現状

1 実施計画の基本的考え方

安全が確保され、安心できる暮らしの実現のためには、交通の安全は欠かすことのできない条件です。

第 11 次福島県交通安全計画では、人命尊重の理念に立ち、交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失をも勘案し、究極的には交通事故のない社会を目指して、施策を展開していくこととしており、本県の交通事故の実態を踏まえ、①高齢者及び子どもの交通事故防止、②道路横断中の交通事故防止、③自転車の安全利用、④シートベルトの着用の徹底、⑤悪質・危険な運転の根絶、⑥交通安全意識の向上を重点的に取り組む項目として掲げています。

施策の推進に当たっては、「人優先」の交通安全思想を基本とし、高齢社会の進展や国際化等の社会情勢の変化を踏まえるとともに、地震や水害等の防災の観点にも配慮しながら、行政を始め、関係機関・団体が連携し、県民のみなさんと一丸となって地域の実情に応じた、効果的・効率的な対策の推進に努めていくこととしています。

本実施計画は、令和 3 年に作成した第 11 次福島県交通安全計画を着実に推進するため、国や県等が令和 7 年度に実施する事業計画を取りまとめたものです。これを県民の理解と協力の下、関係機関が一体となって強力に推進することにより交通事故の発生を抑制し、交通安全計画の目標である「年間の交通事故死者数を令和 7 年までに 50 人以下、死傷者数を 3,200 人以下」を実現し、県民を交通事故の脅威から守ることを目指します。

2 交通事故の状況

令和 6 年の本県の交通事故の状況は、発生件数、傷者数とも前年より増加し、死者数については 51 人となりました。

令和 7 年に入っても発生件数、死者数、傷者数のいずれも前年を上回る、厳しい状況にあることから、第 11 次福島県交通安全計画（令和 3 年 10 月策定）で掲げた「交通事故死者数を令和 7 年までに年間 50 人以下にする」という目標に向け、引き続き交通安全対策を強力に推進していく必要があります。

【交通事故の推移】

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
発生件数	6,894	5,802	5,588	4,592	3,919	3,266	2,997	2,702	2,913	3,086
死者数	77	90	68	75	61	57	49	47	55	51
傷者数	8,344	7,112	6,710	5,482	4,683	3,857	3,446	3,132	3,403	3,738

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 東北地方整備局
節	1 道路交通環境の整備	
項目	1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	
細目	ア 生活道路における交通安全対策の推進	
(実施内容)		
交通事故全体の死者数は減少しているものの、歩行中・自転車乗車中の死者数は全体の半数を占めている。その死者の半数は、自宅から半径500m以内の身近な生活道路で発生しているため、生活道路における交通事故対策が必要となっている。		
そのため、直轄国道の事故対策だけでなく、ビックデータ等を活用した分析結果の提供等、自治体の事故対策の支援を行う。		

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 警察本部交通規制課
節	1 道路交通環境の整備	
項目	1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	
細目	ア 生活道路における交通安全対策の推進	
(実施内容)		
1 「ゾーン30プラス」の整備を推進し、歩行者の安全な通行空間の確保を図る。		
2 音響により信号表示の状況を知らせる音響式信号機、歩行者と自動車が通行する時間を分離して交通事故を防止する歩車分離式信号機の整備検討を推進する。		
3 信号灯器のLED化、標識・標示の高輝度化等交通安全施設整備の充実を図り、見やすく分かりやすい道路空間の創出を推進する。		
4 道路標識について、「STOP」を併記した一時停止標識を設置し、外国人ドライバーに分かりやすい道路標識の設置を行っていく。		

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 道路整備課、道路管理課
節	1 道路交通環境の整備	
項目	1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	
細目	ア 生活道路における交通安全対策の推進	
(実施内容)		
1 歩道の整備等により、安心して移動できる歩行空間ネットワークを整備するとともに、交通規制及び交通管制との連携を強化し、幹線道路の交通を円滑化するための交差点改良を実施する。		
2 道路標識標示板の共架、設置場所の統合・改善を行い、見やすく分かりやすい道路標識・道路標示の整備を推進する。		
3 交通事故の多いエリアでは、県、市町村、地域住民等が連携して効果的・効率的に対策を実施する。		

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) まちづくり推進課
節	1 道路交通環境の整備	
項目	1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	
細目	ア 生活道路における交通安全対策の推進	
(実施内容) あんしん歩行エリアや自転車、歩行者の事故発生の恐れが高い箇所について、公安委員会の交通規制等対策と役割分担をしながら、交差点改良や歩道、自転車通行環境等安全・安心なまちなかの歩道整備を推進する。		

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 東北地方整備局
節	1 道路交通環境の整備	
項目	1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	
細目	イ 通学路等における交通安全の確保	
(実施内容) 小中学校及び高等学校の通学路における、歩行者、自転車の多い区間や地下道等の施設で交通事故やヒヤリハットが多発しており、安全な通行を確保するのに緊急に対策を要する箇所では、対象となる地区の学校、交通安全協会等と現地点検の上、事故対策工を検討・実施する。		

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 警察本部交通規制課
節	1 道路交通環境の整備	
項目	1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	
細目	イ 通学路等における交通安全の確保	
(実施内容) 1 交通危険地点における関係機関との合同点検等を通し、安全対策の改善を継続的に推進する。 2 通学路における交通規制の不断の見直しを行い、適切な交通規制の実施を推進する。		

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 道路整備課
節	1 道路交通環境の整備	
項目	1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	
細目	イ 通学路等における交通安全対策の確保	
(実施内容) 1 定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の継続的な取組みを支援するとともに、道路交通実態に応じ、警察、教育委員会、学校、道路管理者等の関係機関が連携し、ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進する。 2 通学路等の歩道整備等を積極的に推進する。 3 路肩のカラー舗装、防護柵の設置、自転車道・自転車専用通行帯・自転車の通行位置を示した道路等の整備等の拡充等の対策を推進する。		

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) まちづくり推進課
節	1 道路交通環境の整備	
項目	1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	
細目	イ 通学路等における交通安全の確保	
(実施内容) 小中高等学校、特別支援学校の通学路や自転車、歩行者の多い区間で歩道のない橋りょう、歩行者の事故が多発している箇所などの安全な通行を確保するため、まちなかの歩道整備を推進する。		
章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 東北地方整備局
節	1 道路交通環境の整備	
項目	1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	
細目	ウ 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備	
(実施内容) 1 改築事業と併せて歩道等の整備を行う場合は、快適な歩行空間を確保した適切な歩道の整備を行う。 2 駅、公共施設、福祉施設、病院等の周辺を中心に「平坦性、幅員が確保された歩道の整備」、「立体横断施設の昇降部の改良」を行う。 3 電線類の地中化による無電柱化の推進。 4 歩道の構造については、段差の解消や視覚障害者誘導ブロックの設置等を実施する。		
章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 道路整備課
節	1 道路交通環境の整備	
項目	1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	
細目	ウ 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備	
(実施内容) 1 駅や公共施設、福祉施設、病院等を連結する歩道の段差解消や拡幅、歩道の障害物撤去等を進め、ユニバーサルデザインに配慮した安全で快適な歩行空間ネットワークの整備を推進する。 2 視覚障がい者誘導用ブロック、歩行者用の案内標識、バリアフリーマップ等により、公共施設の位置や施設までの経路等を適切に案内する。		

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) まちづくり推進課
節	1 道路交通環境の整備	
項目	1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	
細目	ウ 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備	
(実施内容)		
1 すべての人が同じ空間を、同じ動線で、自由に移動できることを基本に、車いす利用者が通行しやすい歩道勾配の採用や公共交通機関との円滑な接続、積雪時における通行幅の確保等、連続性や動線、段差に配慮し、冬期間でも安全で安心して通行できるユニバーサルデザインの考えに基づいたまちなかの歩道整備を推進する。		
2 鉄道駅や病院、福祉施設などを連結する道路について、歩道の段差解消や拡幅、無電柱化による障害物除去などユニバーサルデザインに配慮した歩道のネットワークを整備し、高齢者や障がい者を含むすべての人々が安全で安心して社会活動に参加できるまちづくりを支援する。		
章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 道路整備課、高速道路室
節	1 道路交通環境の整備	
項目	2 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化	
細目		
(実施内容)		
高規格幹線道路や地域高規格道路等の整備を推進し、道路種別に応じた適切な交通量を分担できる道路ネットワーク形成に努め、道路の適切な機能分化を推進する。		
特に、生活道路においては、車両速度の抑制や通過交通を排除し、歩行者、自転車中心の道路交通の形成に努める。		
章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 東北地方整備局
節	1 道路交通環境の整備	
項目	3 幹線道路における交通安全対策の推進	
細目	ア 事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進	
(実施内容)		
1 直轄国道における交通事故が多発する箇所を事故ゼロプランに選定し、優先的に事故対策工の検討・実施を進める。		
2 未対策の箇所だけでなく対策済箇所についても、事故低減効果が少ない箇所については、再度事故分析・対策工を検討する。		
章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 東北地方整備局
節	1 道路交通環境の整備	
項目	3 幹線道路における交通安全対策の推進	
細目	イ 事故危険箇所対策の推進	
(実施内容)		
令和３年度に新規に選定された事故危険箇所において、事故分析・対策検討を実施していく。		

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 警察本部交通規制課
節	1 道路交通環境の整備	
項目	3 幹線道路における交通安全対策の推進	
細目	イ 事故危険箇所対策の推進	
(実施内容) 交通事故多発地点や交通危険箇所等に対する事故抑止対策を実施し、信号機の新設・改良や道路標識、標示の高輝度化等の対策を推進する。		
章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 道路計画課、道路整備課、 高速道路室
節	1 道路交通環境の整備	
項目	3 幹線道路における交通安全対策の推進	
細目	イ 事故危険箇所対策の推進	
(実施内容) 事故の発生割合の大きい幹線道路の区間等を事故危険箇所として指定し、集中的な事故抑制対策を実施する。		
章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 生活交通課
節	1 道路交通環境の整備	
項目	3 幹線道路における交通安全対策の推進	
細目	ウ 事故多発地点緊急対策の推進	
(実施内容) 交通事故の多発する危険箇所や交通渋滞箇所など、交通上問題のある場所について、道路環境整備技術調査委員会（関係行政機関及び学識経験者により構成）による調査研究を行い、事故削減に向けた対策を検討する。		
章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 警察本部交通規制課
節	1 道路交通環境の整備	
項目	3 幹線道路における交通安全対策の推進	
細目	エ 幹線道路における交通規制	
(実施内容) 1 速度規制、追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止規制等について見直しを行い、適切な交通規制を実施する。 2 高速自動車国道や自動車専用道路の安全で円滑な交通を確保するため、適切な交通規制を実施する。		

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 道路計画課、道路整備課、 高速道路室
節	1 道路交通環境の整備	
項目	3 幹線道路における交通安全対策の推進	
細目	カ 適切に機能分担された道路網の整備	
(実施内容)		
道路計画に基づき、「基幹的な道路」「地域連携道路」「主要生活幹線道路」「生活幹線道路」「生活道路」に分類し、道路の機能に応じた体系的なネットワークの整備を進め、安全で円滑な道路交通を確保する。		
1 高規格幹線道路から居住地域内道路に至るネットワークを体系的に整備するとともに、歩道や自転車道等の整備を積極的に推進し、歩行者、自転車、自動車等の異種交通の分離を図る。		
2 一般道路に比較して死傷事故率が低く安全性の高い高規格幹線道路等の整備やインターチェンジの増設等による利用しやすい環境を整備し、より多くの交通量を分担させることによって道路ネットワーク全体の安全性を向上させる。		
3 通過交通の排除と交通の効果的な分散により、円滑で安全な道路交通環境を確保するため、バイパス及び環状道路等の整備を推進する。		
4 幹線道路で囲まれた居住地域内や歩行者等の通行の多い商業地域内等においては、通過交通をできる限り幹線道路に転換させるなど道路機能の分化により、生活環境を向上させるため、補助的な幹線道路、区画道路、歩行者専用道路等の系統的な整備を行うとともに、県公安委員会により実施される交通規制及び交通管制との連携を強化し、ハンプ・狭さく等による車両速度及び通過交通の抑制等の整備を総合的に実施する。		

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) まちづくり推進課
節	1 道路交通環境の整備	
項目	3 幹線道路における交通安全対策の推進	
細目	カ 適切に機能分担された道路網の整備	
(実施内容)		
1 道路種別に応じた適切な交通量を分担できるまちなかの道路ネットワーク形成に努める。		
2 都市部における通過交通の排除や交通の効果的な分散を図るため、バイパス及び環状道路の整備を推進し、交通渋滞の緩和や交通事故の防止に努める。		

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 道路管理課、道路整備課、 高速道路室
節	1 道路交通環境の整備	
項目	3 幹線道路における交通安全対策の推進	
細目	キ 高速自動車国道等における事故防止対策の推進	
(実施内容)		
交通安全施設等の整備を計画的に進めるとともに、道路の拡幅等の改築事業、道路の維持管理、道路交通情報の提供等を積極的に推進し、安全水準の維持、向上を図る。		
1 事故多発区間のうち緊急に対策を実施すべき箇所について、事故要因の分析を行い、中央分離帯強化型防護柵、自発光式視線誘導標、高機能舗装、高視認性区画線の整備等を重点的に実施する。		
2 道路構造上往復に分離されていない非分離区間については、対向車線へのはみ出しによる重大事故を防止するため高視認性ポストコーン、高視認性区画線の設置による簡易分離施設の視認性の向上、凹凸型路面標示の設置等の分離対策の強化を図る。		

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 東日本高速道路(株) 東北支社 福島管理事務所 郡山管理事務所 いわき管理事務所 会津若松管理事務所
節	1 道路交通環境の整備	
項目	3 幹線道路における交通安全対策の推進	
細目	キ 高速自動車国道等における事故防止対策の推進	
(実施内容)		
1 事故多発区間では、要因を分析した上で優先順位等を考慮しつつ、導流レーンマークや注意喚起標識の設置、雨天時等の走行環境向上のための高機能舗装の整備等を行っている。今後も必要に応じて事故防止対策の推進を図っていく。		
2 道路構造上往復に分離されていない非分離区間では、凹凸型路面標示の設置等の安全対策の強化を行っている。また、正面衝突事故防止対策であるワイヤロープについては、設置予定区間での設置が完了している。引き続き長大橋梁、トンネル区間への区画柵の設置に向けて、関係機関と連携していく。今後も必要に応じて事故防止対策の推進を図っていく。		
3 逆走及び歩行者、自転車等の立ち入り事案による事故を防止するため、連絡等施設付近では標識（回転灯による注意喚起を含む）や路面標示の整備やポスター等の掲示等により安全啓発を行っている。また、関係機関との連携や技術公募等により、効果的な対策を検討し導入していく。今後も必要に応じて事故防止対策の推進を図っていく。		
4 渋滞区間の追突事故を防止するため情報板（簡易LED情報板を含む）での情報提供や後尾警戒車等による渋滞情報の提供等の措置も行っている。また、休憩施設の混雑対策等のため、交通混雑期等での車両誘導員の配置や簡易LED情報板による情報提供を推進する。今後も必要に応じて事故防止対策の推進を図っていく。		
5 常磐自動車道の全線開通に伴う交通量増加により、暫定2車線区間の速度低下がみられることや事故の発生状況を踏まえ、機能強化を目的に「浪江IC～南相馬IC間」「相馬IC～新地IC間」「広野IC～ならはSIC間」の4車線化に向けた事業を推進する。		
6 高速道路上におけるドクターヘリ等による救助・救急活動を支援するため、活用可能な本線や連絡等施設等での活動に支援、協力していく。		

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 東北地方整備局
節	1 道路交通環境の整備	
項目	3 幹線道路における交通安全対策の推進	
細目	ク 道路の改築等による交通事故対策の推進	
(実施内容)		
バイパスの整備、一般道路の拡幅等に当たっては、交通安全施設等（中央帯、防護柵、道路標識、道路照明、路面標示、区画線、立体横断施設等）についても整備する。		

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 道路整備課
節	1 道路交通環境の整備	
項目	3 幹線道路における交通安全対策の推進	
細目	ク 道路の改築等による交通事故対策の推進	
(実施内容)		
1 歩行者及び自転車利用者の安全と生活環境の改善を図るため、歩道等を設置するための既存道路の拡幅、バイパスの整備と併せた道路空間の再配分、自転車の通行を歩行者や車両と分離するための自転車道や自転車専用通行帯、自転車の通行位置を示した道路の整備等の道路交通の安全に寄与する道路の改築事業を推進する。		
2 交差点及びその付近における交通事故の防止と交通渋滞の解消を図るため、交差点のコンパクト化、立体交差化等を推進する。		
3 道路の機能と沿道の土地利用を含めた道路の利用実態との調和を図ることが交通の安全の確保に資することから、交通流の実態を踏まえつつ、沿道からのアクセスを考慮した副道等の整備、植樹帯の設置、路上駐停車対策等の推進を図る。		
4 商業系地区等における歩行者及び自転車利用者の安全で快適な通行空間を確保するため、これらの者の交通量や通行の状況に即して、幅の広い歩道、自転車道、自転車専用通行帯等の整備を推進する。		
5 歴史的街並みや史跡等卓越した歴史的環境の残る地区において、地区内の交通と観光交通、通過交通を適切に分離するため、歴史的地区への誘導路、地区内の生活道路、歴史的みちすじ等の整備を体系的に推進する。		

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) まちづくり推進課
節	1 道路交通環境の整備	
項目	3 幹線道路における交通安全対策の推進	
細目	ク 道路の改築等による交通事故対策の推進	
(実施内容)		
交差点改良や歩道、自転車通行環境等安全・安心なまちなかの道路整備を推進する。		

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 警察本部交通規制課
節	1 道路交通環境の整備	
項目	3 幹線道路における交通安全対策の推進	
細目	ケ 交通安全施設等の高度化	
(実施内容)		
1 交通実態に応じて、複数の信号機を面的・線的に連動させる集中制御化・プログラム多段系統化等の信号制御の改良を推進する。		
2 疑似点灯防止による視認性の向上に資する信号灯器のLED化を推進する。		

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 警察本部交通規制課
節	1 道路交通環境の整備	
項目	4 交通安全施設等の整備事業の推進	
細目	ア 交通安全施設等の戦略的維持管理	
(実施内容)		
1 信号制御機や信号柱の更新を計画的に推進し、老朽施設の減少に努める。		
2 標識柱の点検、大型標識や路側標識等の廃止及び更新を計画的に推進し、持続可能で適正な交通安全施設の維持管理に努める。		

章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 東北地方整備局
節	1	道路交通環境の整備	
項目	4	交通安全施設等の整備事業の推進	
細目	イ	歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進	
(実施内容)			
1 生活道路における交通安全対策を推進する。			
2 通学路等における交通安全を確保する。			
3 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等を整備する。			

章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 警察本部交通規制課
節	1	道路交通環境の整備	
項目	4	交通安全施設等の整備事業の推進	
細目	イ	歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進	
(実施内容)			
道路管理者と連携した「ゾーン 30 プラス」等の車両速度の抑制について実効性のある生活道路対策を推進するとともに、自転車利用環境の整備推進等により、歩行者・自転車の安全な通行空間の確保を図る。			

章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 道路整備課
節	1	道路交通環境の整備	
項目	4	交通安全施設等の整備事業の推進	
細目	イ	歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進	
(実施内容)			
生活道路において人優先の考えの下、「ゾーン30プラス」等の車両速度の抑制、通過交通の抑制・排除等の面的かつ総合的な交通事故対策を推進するとともに、少子高齢社会の進展を踏まえ、歩行空間のバリアフリー化及び通学路における安全・安心な歩行空間の確保を図る。			
また、自転車利用環境の整備、無電柱化の推進、安全上課題のある踏切の対策等による歩行者・自転車の安全な通行空間の確保を図る。			

章	1	道路交通の安全	(実施機関名) まちづくり推進課
節	1	道路交通環境の整備	
項目	4	交通安全施設等の整備事業の推進	
細目	イ	歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進	
(実施内容)			
小中高等学校、特別支援学校の通学路や自転車、歩行者の多い区間で歩道のない橋りょう、歩行者の事故が多発している箇所などの安全な通行を確保するため、まちなかの歩道整備を推進する。			

章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 警察本部交通規制課
節	1	道路交通環境の整備	
項目	4	交通安全施設等の整備事業の推進	
細目	ウ	幹線道路対策の推進	
(実施内容)			
事故危険箇所、安全対策が必要な交差点等において重点的な交通事故抑止対策を推進するほか、信号灯器の LED 化による視認性の向上や多現示化による幹線道路の円滑化等に資する信号機の改良等を実施する。			

章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 道路整備課
節	1	道路交通環境の整備	
項目	4	交通安全施設等の整備事業の推進	
細目	ウ	幹線道路対策の推進	
(実施内容) 幹線道路では交通事故が特定の区間に集中して発生していることから、事故危険箇所等の事故の発生割合の大きい区間において重点的な交通事故対策を実施する。この際、事故データの客観的な分析による事故原因の検証に基づき、交差点改良等の対策を実施する。			

章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 警察本部交通規制課
節	1	道路交通環境の整備	
項目	4	交通安全施設等の整備事業の推進	
細目	エ	交通円滑化対策の推進	
(実施内容) 交通流に応じた信号機の秒数調整等により、交通の円滑化を推進する。			

章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 道路整備課
節	1	道路交通環境の整備	
項目	4	交通安全施設等の整備事業の推進	
細目	エ	交通円滑化対策の推進	
(実施内容) 交通安全に資するため、交差点の立体化、比較的遮断時間の長い踏切の解消等を推進することにより、交通容量の拡大を図り、交通の円滑化を推進する。また、これらを通じて、自動車からの二酸化炭素排出量の減少化を図る。			

章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 警察本部交通規制課
節	1	道路交通環境の整備	
項目	4	交通安全施設等の整備事業の推進	
細目	オ	I T S の推進による安全で快適な道路交通環境の実現	
(実施内容) 交通管制システムの充実・高度化を図る。			

章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 警察本部交通規制課
節	1	道路交通環境の整備	
項目	4	交通安全施設等の整備事業の推進	
細目	カ	道路交通環境整備への住民参加の促進	
(実施内容) 地域住民や道路利用者の参加の下に交通安全総点検を推進するとともに、住民からの意見箱としての「標識BOX」及び「信号機BOX」等を活用して、道路交通環境の整備に反映する。			

章	1	道路交通の安全	(実施機関名) まちづくり推進課
節	1	道路交通環境の整備	
項目	4	交通安全施設等の整備事業の推進	
細目	カ	道路交通環境整備への住民参加の促進	
(実施内容) 交通安全の確保は、道路利用者の生活や地域の掲載、社会活動に密着した課題であるとともに、道路環境や利用実態が地域によって異なること等を踏まえ、地域住民の声を積極的に取り入れながら、地域の実情に応じた効果的・効率的なまちなかの道路整備を推進する。			

章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 東北運輸局
節	1	道路交通環境の整備	
項目	5	高齢者等の移動手段の確保・充実	
細目			
(実施内容) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づき、地方公共団体が中心となって地域公共交通のマスタープラン（地域公共交通計画）の作成を推進し、地域の関係者の連携・協働（共創）を促進するとともに、令和6年7月に設置された国土交通省「交通空白」解消本部において、高齢者を含む地域住民等の移動手段の確保に引き続き取り組むことで、「交通空白」解消等に向けた地域交通の再構築（リ・デザイン）の全面展開を図ることとしている。高齢者等の事故防止や移動手段の確保などに資する地域の自動運転サービスの社会実装に向けて、自動運転移動サービスの実現、自動運転サービスの普及・拡大に向けた事業モデルの構築、技術開発・実証実験等の取組を推進する。 また、多様な交通サービスへのアクセスをワンストップ化するMaaSについて、MaaSを構成する新たなモビリティサービスとして、AIオンデマンド交通やシェアサイクル、グリーンスローモビリティなどラストワンマイルを担う新たな移動手段の普及を図り、高齢者を始めとする地域住民の外出機会を創出し、移動手段の確保・充実等、地域課題の解決を目指す。			

章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 東北地方整備局
節	1	道路交通環境の整備	
項目	6	歩行者空間のバリアフリー化	
細目			
(実施内容) 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等を整備する。			

章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 道路整備課
節	1	道路交通環境の整備	
項目	6	歩行者空間のバリアフリー化	
細目			
(実施内容) 高齢者や障がい者等を含めて全ての人が安全に、安心して参加し活動できる社会を実現するため、駅、公共施設、福祉施設、病院等を結ぶ歩行空間の連続的・面的なバリアフリー化を積極的に推進する。また、バリアフリー化を始めとする安全・安心な歩行空間を整備する。			

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) まちづくり推進課
節	1 道路交通環境の整備	
項目	6 歩行者空間のバリアフリー化	
細目		
(実施内容)		
1 全ての人が同じ空間を、同じ動線で、自由に移動できることを基本に、車いす利用者が通行しやすい歩道勾配の採用や公共交通機関との円滑な接続、積雪時における通行幅の確保等、連続性や動線、段差に配慮し、冬期間でも安全で安心して通行できるユニバーサルデザインの考えに基づいたまちなかの歩道整備を推進する。		
2 鉄道駅や病院、福祉施設などを連結する道路について、歩道の段差解消や拡幅、無電柱化による障害物除去などユニバーサルデザインに配慮した歩道のネットワークを整備し、高齢者や障がい者を含むすべての人々が安全で安心して社会活動に参加できるまちづくりを支援する。		

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 東北地方整備局
節	1 道路交通環境の整備	
項目	7 無電柱化の推進	
細目		
(実施内容)		
1 景観にも配慮した安全で円滑な歩行空間の整備を推進する。		
2 施設の小型化や低コスト手法の導入による電線類の地中化を推進する。		

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 道路整備課
節	1 道路交通環境の整備	
項目	7 無電柱化の推進	
細目		
(実施内容)		
歩道の幅員の確保や歩行空間のバリアフリー化等により歩行者の安全を図るため、安全で快適な通行空間の確保、道路の防災性の向上、良好な景観の形成、情報通信ネットワークの信頼性の向上、観光振興の観点から、新たな無電柱化計画を国や地域で策定し、道路の新設、拡幅等を行う際に同時整備を推進するとともに、電線共同溝の浅層埋設等低コスト手法の導入によるコスト縮減等を図るほか、地上機器の小型化による歩行者の安全性確保などの取組により、本格的な無電柱化を推進する。		

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) まちづくり推進課
節	1 道路交通環境の整備	
項目	7 無電柱化の推進	
細目		
(実施内容)		
安全で快適な歩行空間の確保、都市景観の向上、都市災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上等の観点から、県内の主要な駅を中心とするエリアやまちづくりに寄与する道路などの電線類の地中化により無電柱化を積極的に推進する。		

章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 警察本部交通規制課
節	1	道路交通環境の整備	
項目	8	効果的な交通規制の推進	
細目			
(実施内容)			
1 地域の交通実態を踏まえ、交通規制や交通管制の内容について常に点検・見直しを図るとともに、交通事情の変化を的確に反映した総合的な対策を実施する。			
2 信号制御については、歩行者・自転車の視点で、信号をより守りやすくするために、横断実態等を踏まえ、信号表示の調整等の運用の改善を推進する。			

章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 東北地方整備局
節	1	道路交通環境の整備	
項目	9	自転車利用環境の総合的整備	
細目			
(実施内容)			
歩行者、自動車と分離された自転車道、自転車専用道路の整備及び自転車利用のネットワーク形成を支援する。			
自転車専用道路に必要となる幅員確保が困難な場合は、既設の自歩道等を有効に活用した自転車利用ネットワーク形成を支援する。			

章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 警察本部交通規制課
節	1	道路交通環境の整備	
項目	9	自転車利用環境の総合的整備	
細目			
(実施内容)			
「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に準拠した自転車ネットワークの形成に寄与すべく、各市町村の推進体制に対して積極的な働き掛けを行うとともに、普通自転車専用通行帯等の設置に努める。			

章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 道路整備課
節	1	道路交通環境の整備	
項目	9	自転車利用環境の総合的整備	
細目			
(実施内容)			
福島県自転車活用推進計画に位置付けられている、自転車ネットワーク路線、大規模自転車道、サイクリングモデルルートについて、自転車走行空間（自転車道、自転車専用通行帯、車道混在）の整備を推進する。			

章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 警察本部交通規制課
節	1	道路交通環境の整備	
項目	10	ITSの活用	
細目	ウ	交通事故防止のための運転支援システムの推進	
(実施内容)			
路線バスの定時運行を確保するPTPS（公共車両優先システム）や信号交差点の円滑な進行を支援するTSPS（信号情報活用運転支援システム）の運用を推進する。			

章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 東北総合通信局
節	1	道路交通環境の整備	
項目	10	ITSの活用	
細目	エ	ETC2.0の展開	
(実施内容)			
平成28年4月から本格的に運用が開始されたETC2.0のセットアップ件数（再セットアップ含む）は令和7年3月末時点で約1,367万台となっている。ETC2.0では、全国の高速道路上を中心に設置されたETC2.0路側機を活用し、渋滞回避支援や安全運転支援等の情報提供の高度化を図り、交通の円滑化と安全に向けた整備・拡充を推進する。また、収集した速度や利用経路、急ブレーキのデータなど、多種多様できめ細かいビッグデータを活用して、ピンポイント渋滞対策や交通事故対策、生産性の高い賢い物流管理など、道路ネットワークの機能を最大限に発揮する取組を推進していく。			

章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 東北運輸局
節	1	道路交通環境の整備	
項目	10	ITSの活用	
細目	オ	道路運送事業に係る高度情報化の推進	
(実施内容)			
国民生活に不可欠なサービスを提供している道路運送事業の高度情報化により、サービスの高度化、安全性の向上、環境負荷の低減等を図るため、バス・タクシーの利用促進に資するITS技術を活用したバスロケーションシステム・配車アプリの導入を推進する。			

章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 東北運輸局
節	1	道路交通環境の整備	
項目	11	交通需要マネジメントの推進	
細目	ア	公共交通機関利用の促進	
(実施内容)			
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）により、地方公共団体が中心となって地域公共交通のマスタープラン（地域公共交通計画）の作成を推進することで、公共交通サービスの改善を進めるなど、公共交通機関利用の促進を図る。			
また、鉄道、バス等の公共交通機関の確保・維持・改善を図るための施策を推進することにより、利用を促進するとともに、エコ通勤等の広報・啓発活動を行い、公共交通機関への転換を図ることにより、円滑な道路交通の実現を図る。			
さらに、多様な交通サービスへのアクセスをワンストップ化するMaaSについて、Maasを構成する新たなモビリティサービスとして、AIオンデマンド交通やシェアサイクル、グリーンスローモビリティなどラストワンマイルを担う新たな移動手段の普及を図り、地域や観光地の移動手段の確保・充実や公共交通機関の維持・活性化等を進める。			
加えて、鉄道・バス事業者による運行頻度・運行時間の見直し、乗り継ぎ改善、サイクルトレイン・サイクルバスの導入等によるシームレスな公共交通の実現を図ることなどにより、利用者の利便性の向上を図るとともに、鉄道駅・バス停までのアクセス確保のために、パークアンドライド駐車場、自転車通行空間、駅前広場等の整備を促進し、交通結節機能を強化する。			

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 東北運輸局
節	1 道路交通環境の整備	
項目	11 交通需要マネジメントの推進	
細目	イ 貨物自動車利用の効率化	
(実施内容)		
効率的な貨物自動車利用等を促進するため、共同配送等による貨物自動車の積載効率向上や、宅配ボックスの設置、置き配が進む取組等の推進、宅配ロッカー等、の多様な受取方法やゆとりを持った配送日時指定等を消費者がより自発的・積極的に選択する仕組の構築の支援など、再配達率削減に資する取組等による物流効率化を推進する。		
章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 東北地方整備局
節	1 道路交通環境の整備	
項目	12 災害に備えた道路交通環境の整備	
細目	ア 災害に備えた道路の整備	
(実施内容)		
1 橋梁等構造物の補修、補強を推進する。 2 法面等防災対策を推進する。 3 防雪対策を推進する。		
章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 道路管理課、道路整備課 高速道路室
節	1 道路交通環境の整備	
項目	12 災害に備えた道路交通環境の整備	
細目	ア 災害に備えた道路の整備	
(実施内容)		
災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通の確保を図る。 地震発生時の応急活動を確保するため、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震対策を推進する。 また、道路斜面等の防災対策や災害の恐れのある区間を回避・代替する道路の整備を推進する。 津波に対しては、津波による人的被害を最小化するため、道路利用者への早期情報提供、迅速な避難を行うための避難路の整備及び津波被害発生時においても緊急輸送道路を確保するため、津波浸水域を回避する高規格幹線道路等の整備を推進する。 さらに、地震・津波等の災害発生時に、避難場所等となる「道の駅」について防災拠点としての活用を推進する。		
章	1 道路交通の安全	(実施機関名) まちづくり推進課
節	1 道路交通環境の整備	
項目	12 災害に備えた道路交通環境の整備	
細目	ア 災害に備えた道路の整備	
(実施内容)		
東日本大震災等を踏まえ、まちなかの緊急輸送路において倒壊により交通を阻害する電柱の無電柱化等を実施し、災害時においても安全なまちなかの道路交通の確保を推進する。		

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 警察本部交通規制課
節	1 道路交通環境の整備	
項目	12 災害に備えた道路交通環境の整備	
細目	イ 災害に強い交通安全施設等の整備	
(実施内容)		
交通管制センター、交通監視カメラ、車両感知器、交通情報板等の交通安全施設の整備及び交通規制資機材の整備を推進するとともに、信号機滅灯時に有効な信号機電源付加装置の整備及び防災対応型信号機の整備を推進する。		
また、都道府県警察から警察庁に送信される交通情報を集約し、広域的な交通管理に活用される「広域管制システム」について、当該システムに送信する交通情報の適正な運用に努める。		

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 警察本部交通規制課
節	1 道路交通環境の整備	
項目	12 災害に備えた道路交通環境の整備	
細目	ウ 災害発生時における交通規制	
(実施内容)		
1 災害発生時には、緊急交通路の指定や、状況に応じた被災地域への車両の流入規制等の必要な交通規制を迅速かつ的確に実施する。		
2 災害発生時における混乱を最小限に抑える観点から、一定の条件を満たす場合において、安全かつ円滑な道路交通を確保できる環状交差点の整備推進を図るため、積極的に道路管理者への働きかけを行う。		
3 災害発生に備えて、手信号による交通整理訓練や可搬式発動発電機による信号機仮復旧訓練等を推進する。		

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 道路整備課、道路管理課
節	1 道路交通環境の整備	
項目	12 災害に備えた道路交通環境の整備	
細目	ウ 災害発生時における交通規制	
(実施内容)		
災害発生時は、必要に応じて緊急交通路を確保し、被災地への車両の流入抑制等の交通規制を迅速かつ的確に実施する。		
また、災害の状況や交通規制等に関する情報を交通情報板等により提供する。災害発生時には、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、被害状況を把握した上で、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づく通行禁止等の必要な交通規制を迅速かつ的確に実施する。		
あわせて、災害発生時における混乱を最小限に抑える観点から、交通量等が一定の条件を満たす場合において安全かつ円滑な道路交通を確保できる環状交差点の活用を図る。		

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 道路整備課、道路管理課
節	1 道路交通環境の整備	
項目	12 災害に備えた道路交通環境の整備	
細目	エ 災害発生時における情報提供の充実	
(実施内容)		
地震計、道路情報提供装置、道路管理情報システム等の整備を推進し、インターネット等情報通信技術（ＩＴ）を活用した道路・交通に関する交通規制災害情報等の情報提供を実施する。		
また、災害時に交通情報を提供するための環境の整備を推進する。		

章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 警察本部交通規制課
節	1	道路交通環境の整備	
項目	13	総合的な駐車対策の推進	
細目	ア	きめ細かな駐車規制の推進	
(実施内容) 地域住民の意見要望等を十分踏まえつつ、駐車規制の点検・見直しを実施するとともに、物流の必要性等にも配慮し、地域の交通実態等に応じた規制の緩和を行うなど、きめ細かな駐車規制を実施する。			
章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 警察本部交通指導課
節	1	道路交通環境の整備	
項目	13	総合的な駐車対策の推進	
細目	イ	違法駐車対策の推進	
(実施内容) 違法駐車取締りについては、悪質性・危険性・迷惑性の高い違反に重点を置いた取締りを推進する。 また、駐車監視員による放置車両の確認等に関する事務の適切かつ円滑な運用、悪質な運転者に対する責任追及の徹底、放置違反金制度による使用者責任の追及等に努めることにより、地域の駐車秩序の確立を図る。			
章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 東北地方整備局
節	1	道路交通環境の整備	
項目	14	道路交通情報の充実	
細目	ア	情報収集・提供体制の充実	
(実施内容) ＣＣＴＶ、路側通信システム、気象情報収集装置、道路情報板等の既存の情報収集・提供体制の充実を図り、迅速正確な情報提供を推進する。			
章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 東北総合通信局
節	1	道路交通環境の整備	
項目	14	道路交通情報の充実	
細目	ア	情報収集・提供体制の充実	
(実施内容) 1 道路交通情報を提供する通信システム等の普及促進 カーラジオによるドライバーへの道路交通情報の提供手段として、ラジオ番組による道路交通情報、中波による「路側通信システム」が運用されている。 また、カーナビゲーションシステム等による道路交通情報の提供手段として、道路交通情報通信システム（ＶＩＣＳ）が全国で提供されている。 2 イベントに伴う臨時の放送局の開設 博覧会、スポーツ大会等のイベントの円滑な運営に資するとともに、入場者等の利便及び会場周辺の交通安全の確保等を図るため、臨時の放送局が開設され、放送を使った効果的な情報提供が行われている。 今後とも各種イベントにおける臨時の放送局の開設を促進する。 3 コミュニティ放送局の活用 「コミュニティ放送局」は、市町村の一部区域を対象に行うＦＭ放送で、当該地域に密着したきめ細かな道路交通情報や商店街等の駐車場情報をリアルタイムで提供できるため、円滑な交通の確保に寄与しており、今後もその普及を図る。			

章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 警察本部交通規制課
節	1	道路交通環境の整備	
項目	14	道路交通情報の充実	
細目	ア	情報収集・提供体制の充実	
(実施内容) 交通監視カメラ、車両感知器、交通情報板等の整備を推進し、情報収集・提供体制の充実を図る。			

章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 警察本部交通規制課
節	1	道路交通環境の整備	
項目	14	道路交通情報の充実	
細目	イ	I T Sを活用した道路交通情報網の高度化	
(実施内容) 運転者に渋滞状況等の道路交通情報を提供するV I C Sの整備を積極的に図ることにより、交通の安全と円滑化を推進する。			

章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 警察本部交通規制課
節	1	道路交通環境の整備	
項目	14	道路交通情報の充実	
細目	ウ	適正な道路交通情報提供事業の推進	
(実施内容) 交通情報を提供する事業者に対する指導・監督を行い、交通情報提供事業の適正化を図ること等により、民間事業者による正確かつ適切な道路交通情報の提供を促進する。			

章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 道路整備課
節	1	道路交通環境の整備	
項目	14	道路交通情報の充実	
細目	エ	分かりやすい道路交通環境の確保	
(実施内容) 主要な幹線道路の交差点及び交差点付近において、ルート番号等を用いた案内標識の設置の推進、案内標識の英語表記改善の推進等により、国際化の進展への対応に努める。			

章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 東北地方整備局
節	1	道路交通環境の整備	
項目	15	交通安全に寄与する道路交通環境の整備	
細目	ア	道路の使用及び占用の適正化等	
(実施内容) 1 道路使用許可条件の履行、占用物件等の維持管理の適正化を図る。特に地下埋設物件の管理について指導監督を強化する。 2 不法占用等の防止を図るための啓発活動を沿道住民に対し積極的に行う。 3 計画的な占用工事の施工調整を図る。			

章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 道路計画課、道路管理課、 道路整備課、東北地方整備局
節	1	道路交通環境の整備	
項目	15	交通安全に寄与する道路交通環境の整備	
細目	ア	道路の使用及び占用の適正化等	
(実施内容)			
1 道路の使用及び占用の適正化 道路の構造を保全し、許可条件の履行、占用物件等の維持管理の適正化について指導する。			
2 不法占用物件の排除等 実態把握、指導取締りによりその排除を行い、特に市街地について重点的にその是正を実施する。 また、啓発活動を沿道住民等に対して積極的に行い、「道路ふれあい月間」等を中心に道路の愛護思想の普及を図る。			
3 道路の掘り返しの規制等 無秩序な掘り返しと工事に伴う事故・渋滞を防止するため、施工時期や施工方法を調整する。さらに、掘り返しを防止する抜本的対策として共同溝等の整備を推進する。			

章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 道路整備課
節	1	道路交通環境の整備	
項目	15	交通安全に寄与する道路交通環境の整備	
細目	イ	休憩施設等の整備の推進	
(実施内容)			
追越しのための付加車線や「道の駅」等の休憩施設等の整備を促進する。			

章	1	道路交通の安全	(実施機関名) まちづくり推進課
節	1	道路交通環境の整備	
項目	15	交通安全に寄与する道路交通環境の整備	
細目	ウ	子どもの遊び場等の確保	
(実施内容)			
子どもの遊び場の不足を解消し、路上遊戯等による交通事故防止に資するとともに、都市における良好な生活環境づくり等を図るため、住区基幹公園、都市基幹公園等の身近な公園の整備を推進する。			

章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 道路管理課
節	1	道路交通環境の整備	
項目	15	交通安全に寄与する道路交通環境の整備	
細目	エ	道路法に基づく通行の禁止又は制限	
(実施内容)			
道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路の破損、欠壊又は異常気象等により交通が危険であると認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合には、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）に基づき、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行う。			

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 道路管理課、道路整備課
節	1 道路交通環境の整備	
項目	15 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	
細目	オ 地域に応じた安全の確保	
(実施内容) 積雪寒冷特別地域においては、除雪優先区間の設定や早めの通行止めによる迅速な適時適切な除雪や凍結防止剤散布の実施、狭隘箇所等における消融雪施設等の整備、流雪溝、チェーン着脱場等の整備を推進する。 さらに、気象、路面状況等を収集し、道路利用者に提供する道路情報提供装置等の整備を推進する。		
章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 警察本部交通企画課
節	2 交通安全思想の普及徹底	
項目	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	
細目	ア 幼児に対する交通安全教育の推進	
(実施内容) 1 関係機関・団体と連携し、幼児交通安全教育の活性化を図るとともに、指導者の育成に努める。 2 幼児交通安全クラブ等の地域組織の育成や保育所、幼稚園に対する参加・体験・実践型の交通安全教育等を推進する。 3 自動車乗車中の幼児の被害軽減を図るため、各季の交通安全運動や県交通安全協会と協力した活動を通して、チャイルドシートの有効性、体格にあったチャイルドシートの選定、安全なチャイルドシートの取り付け、適正な使用に関する広報啓発及び安全指導を行う。		
章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 子育て支援課、私学・法人課、児童家庭課
節	2 交通安全思想の普及徹底	
項目	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	
細目	ア 幼児に対する交通安全教育の推進	
(実施内容) 日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保の徹底について、施設等や関係機関と連携し安全点検を合同で実施する。		
章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 教育庁健康教育課
節	2 交通安全思想の普及徹底	
項目	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	
細目	イ 小学生に対する交通安全教育の推進	
(実施内容) 1 将来における健全な交通社会人を育成するため、県内の小学6年生を「家庭の交通安全推進員」に委嘱し、下級生や家族に対する呼び掛け等を通じ、児童自身の交通ルールの実践と習慣化を図る。 2 学校等と連携し、「自転車交通安全教室」等の参加・体験型教育を推進する。 3 通学路の緊急合同点検の結果に基づき、危険箇所を示した「交通安全マップ」の作製と活用を図る。 4 交通ボランティア等と連携し、通学路安全点検、通学路での交通安全行動への指導、保護者を対象とした交通安全講習会等を促進する。		

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 教育庁健康教育課
節	2 交通安全思想の普及徹底	
項目	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	
細目	ウ 中学生に対する交通安全教育の推進	
(実施内容)		
1 生徒の発達段階や地域の実情に応じた計画的かつ組織的な指導		
・ 教科「保健体育」における交通安全教育の充実		
・ 体験的な活動を取り入れた交通安全教室の実施		
・ 危険箇所を示した「交通安全マップ」の作製と活用		
・ 道路交通法の一部改正に伴う自転車の正しい乗り方の指導		
2 会議等における指示及び指導		
・ 教育事務所長会議、校長会、学校事故防止対策研究協議会等における講話等		
3 通知等による指導		
・ 交通安全運動実施期間の通知		
4 研修会等における交通安全指導担当者の資質向上		
・ 学校安全指導者養成研修への教員派遣		
・ 学校安全指導者養成研修会における啓発		

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 警察本部交通企画課
節	2 交通安全思想の普及徹底	
項目	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	
細目	ウ 中学生に対する交通安全教育の推進	
(実施内容)		
1 関係機関・団体と連携した自転車安全利用キャンペーンの開催や、自転車街頭指導を実施するなど、交通安全教育の推進を図る。		
2 スケアード・ストレイト教育技法の自転車教室を始め、自転車シミュレーターを活用した自転車利用に関する参加・体験・実践型の交通安全教室を開催するなど、日常生活に密着した恒常的な交通安全教育を推進する。		

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 教育庁健康教育課
節	2 交通安全思想の普及徹底	
項目	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	
細目	エ 高校生に対する交通安全教育の推進	
(実施内容)		
1 生徒の発達段階や地域の実情に応じた計画的かつ組織的な指導		
・ 教科「保健体育」における交通安全教育の充実		
・ 体験的活動を取り入れた交通安全教室の実施		
・ 道路交通法の一部改正に伴う自転車の正しい乗り方の指導		
2 会議等における指示及び指導		
・ 教育事務所長会議、校長会、学校事故防止対策研究協議会等における講話等		
3 通知等による指導		
・ 交通安全運動実施期間の通知		
・ 学校安全指導者養成研修会における啓発		

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 警察本部交通企画課
節	2 交通安全思想の普及徹底	
項目	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	
細目	エ 高校生に対する交通安全教育の推進	
(実施内容)		
1 関係機関・団体と連携し、自転車利用中のヘルメット着用の重要性について、広く広報啓発を実施する。		
2 関係機関・団体と連携し、自転車や二輪車の安全運転を重点とした学校行事としての参加・体験・実践型交通安全教室の開催を促進する。		
3 自動車等の運転者として交通社会に参加できる年齢層にあることから、将来における優良運転者を育成するため、交通安全対策の概要を説明し、交通事故を防止するために様々な施策が講じられていることを理解させ、交通社会人としての自覚を醸成する教育を促進する。		
4 自転車の交通モラル向上に向けた参加・体験・実践型の交通安全教育活動を推進する。 特に、自転車利用者の交通違反は重大交通事故に直結するおそれがあることから、こうした実態について高校生や保護者等への理解が浸透するよう周知を図る。		

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 警察本部交通企画課
節	2 交通安全思想の普及徹底	
項目	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	
細目	オ 20歳未満の運転免許取得者を含む成人等に対する交通安全教育の推進	
(実施内容)		
1 関係機関・団体との連携により、事業所のリーダー的立場の者を対象に、「Y・D・T（ヤングドライブテクニック）スクール」を実施し、職場における交通安全担当者の育成と活動の促進を図る。		
2 危険予測トレーニング装置を活用し、企業等における参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。		

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 警察本部交通企画課
節	2 交通安全思想の普及徹底	
項目	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	
細目	カ 高齢者に対する交通安全教育の推進	
(実施内容)		
1 高齢歩行者・自転車利用者のいわゆる交通弱者を交通事故の危険から守るため、年間を通じて「高齢者交通安全指導隊」等と連携し、高齢者に対する恒常的な個別訪問活動を強化するとともに、特に各季の全国交通安全運動（春・秋）を軸に関係機関・団体と連携し、高齢者に対する個別訪問指導を強化する。 また、毎月1、15日（「交通事故ゼロ・歩行者優先の日」、「シルバー交通安全の日」）を活動の重点日として、高齢者に対する個別訪問指導を推進する。		
2 加齢に伴って生じる身体機能の低下が道路における交通行動に及ぼす影響を理解させた上で、安全な歩行、運転に必要な知識・技能を取得させるため、関係機関・団体と連携し、通行の態様に応じたシミュレータ等の各種教育機材を活用した参加・体験・実践型の講習会の実施を推進する。		
3 関係機関・団体と連携し、夜光反射材の直接貼付活動を実施するとともに、各種講習会や広報媒体により夜光反射材や懐中電灯等の活用の呼びかけを実施するなどして、夜光反射材の着用を促し、夜間の高齢歩行者被害事故防止を図る。		
4 安全運転サポート車や後付けの急発進等抑制装置を活用した高齢運転者教育を推進し、普及啓発に努めるほか、その利用に当たっての注意点等に対する理解の促進を図る。		
5 関係機関・団体等との連携及び各種講習等あらゆる機会を通じ、運転免許証の自主返納（申請による取消）制度についての広報啓発活動を推進するとともに、自主返納者に対する支援事業の促進を図り、高齢者が納得して運転免許証を自主返納しやすい社会環境づくりを推進する。		

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 警察本部交通企画課
節	2 交通安全思想の普及徹底	
項目	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	
細目	キ 障がい者に対する交通安全教育	
(実施内容)		
1 福祉関係機関に従事する関係者等への指導を徹底し、障がい者の視点に立った交通安全教育が展開できる指導者の育成を図る。		
2 電動車いす等利用者の交通安全教室、参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。		

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 警察本部交通企画課
節	2 交通安全思想の普及徹底	
項目	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	
細目	ク 外国人に対する交通安全教育	
(実施内容)		
1 外国人を招致する自治体及び外国人雇用の企業に対する指導を強化し、同企業等における交通安全指導者の育成を図る。		
2 交通安全 VR シミュレーションを活用した参加・体験・実践型の交通安全教室を実施し、外国人に対する交通ルールの周知を図る。		

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 警察本部交通企画課
節	2 交通安全思想の普及徹底	
項目	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進	
細目	ア 交通安全運動の推進	
(実施内容)		
1 現存の交通安全運動等の参加者の活動を尊重しつつ、青年運転者層の活動への参加を促進し、交通安全運動ボランティアの主体となるよう指導育成する。		
2 市町村、関係機関・団体と連携して地域の交通安全教育指導者を育成し、地域の実情に応じた交通安全運動を展開する。		
3 地域、職域、学校、家庭等が有機的に連携し、かつ、一貫性のある交通安全運動を推進するため、事前広報を徹底し、地域住民への運動の周知を図り、住民の多くが参加し、主体的活動が行われるよう、交通安全運動の充実・発展を図る。		
4 県民一人一人の交通安全意識を喚起するため、関係機関・団体と連携して、各種交通安全キャンペーン等を強力に展開する。		

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 生活交通課 (福島県交通対策協議会)
節	2 交通安全思想の普及徹底	
項目	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進	
細目	ア 交通安全運動の推進 イ 横断歩行者の安全確保 ウ 自転車の安全利用の推進 エ 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底 オ チャイルドシートの正しい着用の徹底 カ 反射材用品の普及促進 キ 飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進	
(実施内容)		
1 交通事故のない、安全で安心な福島県の実現に寄与することを目的に、交通事故の実態と社会情勢の変化等に対応した交通安全対策を関係機関・団体と連携して取り組み、各季の運動や交通安全マナーアップ運動等を組織的、継続的に推進する。		
2 ドライバー総参加のセーフティチャレンジ事業の実施（福島県交通安全協会と共催） 3人で1チームを編成し、7月～12月までの間、無事故・無違反にチャレンジする県民総参加型の交通安全事業を実施し、県民の交通安全意識の高揚と交通事故の防止を図る。 特に、シルバー部門を設け、高齢者の交通事故防止を推進する。		
3 市町村別交通事故防止コンクールの実施 県、県交通対策協議会、県警察本部が中心となり、各市町村の区域に発生した交通事故及び各市町村に居住する者が起こした交通事故について事故発生状況を把握して、適切な防止対策を推進するとともに、地域の連帯感に訴えることにより交通安全の意識を高め、県民総ぐるみで交通事故防止を図る。		
4 交通事故死者ゼロ 1000 日以上達成市町村の表彰 県交通対策協議会長（県知事）が表彰する。		
5 運転免許証自主返納者支援事業「運転卒業サポート」の実施 県内の協賛店において運転経歴証明書を提示した運転免許証自主返納者に様々な特典・サービスを提供する当該事業について、引き続き周知を図るとともに、更なる協賛店の募集に努めるなど、運転免許証を自主返納しやすい環境づくりを推進する。		

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 生活交通課
節	2 交通安全思想の普及徹底	
項目	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進	
細目	ウ 自転車の安全利用の推進	
(実施内容)		
自転車の傘さし運転や夜間の無灯火、並進走行など、自転車の危険な走行が社会問題となっていることに鑑み、自転車利用者の交通ルールの遵守と正しい交通マナーの理解・向上を図るため、自転車安全利用強化月間（自転車月間）における取組の推進や「自転車安全利用五則」の周知徹底に努める。 さらに、福島県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例に基づき、自転車利用時のヘルメットの着用について県民に周知を図るとともに、自転車賠償責任保険への加入を促進するための情報提供等を行う。		

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 教育庁健康教育課、私学・法人課、生活交通課（福島県交通対策協議会）
節	2 交通安全思想の普及徹底	
項目	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進	
細目	ク 効果的な広報の実施	
(実施内容)		
児童・生徒の交通安全についての関心と理解を深めるとともに、交通事故防止のための交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるため、広報啓発活動を行う。 また、各種会議、各種研修会及び学校訪問において、交通安全思想の普及を図るとともに、交通事故防止のための具体的指導を依頼する。 1 交通事故県民総ぐるみ運動の実施要綱の配布 春、夏、秋、年末・年始の4回 - 送付先：各市町村立幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校、県立学校、私立学校、国立大学附属学校・幼稚園 2 各種通知による交通事故防止についての啓発・指導 5月連休前、夏季休業前、冬季休業前、学年末・学年始業前の4回 - 送付先：市町村立小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校、県立学校、私立学校、国立大学附属学校・幼稚園 - 交通事故急増時の通知 - 送付先：当該教育事務所域内又は全県下 3 普通免許取得に関する啓発・指導 - 運転免許を取得しようとする高校3年生に対する啓発・指導（9月～1月） - 運転免許取得時の指導（免許取得報告時） 4 学校訪問における啓発・指導 5 教育事務所長会議、市町村教育委員会教育長会議、県立高等学校長会議、小・中学校長会議、小・中・高等学校教頭会議における啓発・指導 6 県高等学校生活指導協議会における啓発・指導 7 各種研修会における啓発・指導		

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 警察本部交通企画課
節	2 交通安全思想の普及徹底	
項目	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進	
細目	ク 効果的な広報の実施	
(実施内容)		
1 関係機関・団体との連携により、街頭啓発活動や各種広報媒体を通じた啓発活動を推進する。		
2 「交通安全 ふくしま 5つ星作戦」を年間統一のキャッチフレーズと定め、「高齢者の交通事故防止」、「薄暮時と夜間の事故防止」、「横断歩行者の保護」、「交差点における交通事故防止」、「シートベルト・チャイルドシート着用の徹底」の5つの項目について関係機関・団体と連携を強化し、交通事故防止対策を推進する。		
3 令和6年5月24日に公布された改正道路交通法に伴い、自転車利用者の「酒気帯び運転」、「携帯電話使用等」及び「原動機付自転車等の運転の明確化」が令和6年11月に施行されたことから、同内容を周知するための広報啓発活動を実施するとともに、令和8年4月1日に施行される「自転車の運転者に対する交通反則通告制度適用」に伴う広報啓発を図る。		
4 家庭、学校、職場、地域と一体となり、住民参加型の広範なキャンペーン、イベントを展開する。		
5 自治体や民間団体の行う交通安全広報活動を支援するため、積極的な広報資料提供を行う。		
6 家庭における交通事故抑止力の向上に貢献すべく、各種ボランティア団体と連携し、個別訪問活動等を通じ各家庭にきめ細かく浸透する広報活動を推進する。		
7 インターネット、テレビ、ラジオ等の各種広報媒体を活用し、交通事故実態を踏まえた広報、交通事故被害者の声を取り入れた広報等、訴求力の高い広報を推進する。		
8 スマートフォンの普及によるSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）利用者が拡大していることから、「POLICE アプリふくしま」や「POLICE メールふくしま」、「福島県警察X」、「福島県警察 Instagram」、「福島県警察 Facebook」を利用した県民に身近な交通関連情報を発信し、幅広い広報活動を推進する。		
(情報提供の概要)		
○県警ホームページ http://www.police.pref.fukushima.jp/		
○Xアカウント @FP_seian		
○Instagram アカウント fukushima_police		
○Facebook ページ名 福島県警察		
○ラジオ放送 ラジオ番組のコーナー「県警スマイルポリスステーション」、ラジオアナウンサーを「交通安全サポーター」に委嘱してのラジオ広報による安全広報の実施		

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 生活交通課
節	2 交通安全思想の普及徹底	
項目	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進	
細目	ク 効果的な広報の実施	
(実施内容)		
1 CM放送等の実施 交通事故防止を目的としたCM放送やチラシポスターの掲示を行い、交通安全意識高揚と交通マナーの向上を図る。 また、県政広報番組等も活用し、各家庭に浸透するきめ細かな広報に努め、交通事故防止、交通安全を呼びかける。		
2 家庭、学校、職場、地域等と一体となった広範なキャンペーンや官民が一体となったキャンペーン等を促進する。		
3 市町村及び民間団体の交通安全に関する広報活動を援助するため、交通安全に関する資料・情報等の提供を積極的に行う。		

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 警察本部交通企画課
節	2 交通安全思想の普及徹底	
項目	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進	
細目	ケ その他の普及啓発活動の推進	
(実施内容)		
1 関係機関・団体と連携し、飲酒運転の危険性や交通事故実態等に関する積極的な広報啓発を図る。		
2 高齢者を中心とした歩行者及び自転車利用者を対象とした参加・体験・実践型交通教室を年間を通じて開催する。		
3 高齢運転者の安全意識を高めるため、高齢者講習を始めとするあらゆる機会を通じて、高齢運転者標識の表示の促進を図る。 また、運転者一般に高齢者の特性を理解させる教育・広報を徹底するとともに、高齢運転者標識を表示した自動車に対する保護意識の高揚を図る。		
4 運転者を対象に、夜間の視認性実験等を内容とした危険性を周知させる安全教育、広報啓発を展開し、「早めのライト点灯、ライトのこまめな上下切替え」の徹底を図る。		
5 運転者を対象に、信号機のない横断歩道における歩行者保護を徹底するため、「信号機のない横断歩道において自動車が一時停止することは、交通マナーではなく、止まらなければ、法令違反となるルールであること」について広報啓発活動を強化する。		
6 関係機関・団体、自転車販売業者等と連携し、「交通の方法に関する教則」や「自転車安全利用五則」を活用するなどして、児童・生徒のほか高齢者、主婦等の幅広い自転車利用者に対して基本的な自転車の通行ルールの周知を図る。		
7 全世代を対象とした自転車交通安全教室を開催し、自転車利用者の交通ルールの遵守、交通マナーの向上を図る。		
8 関係機関・団体と連携し、交通安全運動や交通教室等あらゆる機会を通じて夜光反射材の直接貼付・取付活動を強化し、夜光反射材の普及促進を図る。		
9 関係機関・団体との連携によるＴＶ、ラジオスポット放送など広報活動を推進し、県民の安全意識高揚、気運の醸成を図る。		

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 東日本高速道路(株) 東北支社 福島管理事務所 郡山管理事務所 いわき管理事務所 会津若松管理事務所
節	2 交通安全思想の普及徹底	
項目	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進	
細目	ケ その他の普及啓発活動の推進	
(実施内容)		
年２回の全国交通安全運動や交通事故防止県民総ぐるみ運動において、県警高速道路交通警察隊等との合同キャンペーンを開催するほか、情報板を活用し交通安全意識の高揚と事故防止・交通安全の啓発を図る。		

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 警察本部交通企画課
節	2 交通安全思想の普及徹底	
項目	4 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進等	
細目		
(実施内容)		
1 関係機関・団体における交通安全教育や街頭啓発活動への積極的支援・参加を促進し、適正な交通の方法や交通事故防止についての地域社会における住民の意識高揚を図る。		
2 職場内交通安全教育を積極的に展開させ、事業活動に際して、交通安全のペースメーカー的役割を果たす指導の展開を図る。		

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 生活交通課
節	2 交通安全思想の普及徹底	
項目	4 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進等	
細目		
(実施内容)		
1 福島県交通対策協議会への補助 交通安全思想の普及、交通安全県民総ぐるみ運動等の強力な推進を図るため、福島県交通対策協議会に補助金を交付し、援助を行うとともに、地方交通対策協議会との連携を密にし、市町村交通対策協議会の活動に対して指導育成を行う。		
2 福島県交通安全母の会連絡協議会への補助 家庭及び地域における交通安全教育の推進を図るため、福島県交通安全母の会連絡協議会に補助金を交付し、その活動を援助するとともに、県内市町村に組織されている交通安全母の会の指導育成を図る。		

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 警察本部運転免許課
節	3 安全運転の確保	
項目	1 運転者教育等の充実	
細目	ア 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実	
(実施内容)		
1 自動車教習所における教習の充実 (1) 指定自動車教習所（県内 38 教習所）全体の教習及び技能検定水準の向上を目的とし、指導員等の資質向上及び適正検定の実施を図るための講習や教習所卒業生の抽出検査を行うとともに、補助員講習や検定員研修において、検定要領（採点基準）の実技講習を実施してレベルアップを図るほか、立会検査による指導監督を強化する。 (2) 教習に携わる指導員等に交通事故現場を直接見聞させて、その悲惨さを実感させるほか、事故態様・原因等について考察させることにより、教習業務への反映を図り、初心運転者による重大交通事故の防止を図る。 (3) 高齢化社会に対応できる運転者（高齢者を思いやる運転者）を育成するため、指定自動車教習所で行う運転免許取得者のための教習カリキュラムの中に、高齢者事故の特徴、加齢による身体機能の変化等、高齢者事故を防止するために必要な内容を組み入れた教習を実施する。		
2 取得時講習の充実 自動車教習所を卒業せず、免許試験場で直接免許試験を受験して合格した者に対しては、自動車教習所における免許取得時講習による教育を実施する。 免許試験場での合格者に対しては、運転者としての自覚の醸成など、安全意識の高揚を図るための合格時講習を実施する。		

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 警察本部運転免許課
節	3 安全運転の確保	
項目	1 運転者教育等の充実	
細目	イ 運転者に対する再教育等の充実	
(実施内容)		
効果的な講習資器材等を活用し、分かりやすい講習方法・内容に努め、更新時講習や処分者講習等の内容を充実させるとともに、運転者の安全意識の高揚と安全運転に関する知識、技能等の向上を目的とした運転者教育を一層充実させる。 地域の交通事故実態や交通情勢等に関する情報を講習受託者、自動車教習所等に提供し、運転者に対する講習の内容の充実及び各種講習の講師、教習所の指導員等の資質の向上を図る。		

章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 警察本部運転免許課
節	3	安全運転の確保	
項目	1	運転者教育等の充実	
細目	ウ	悪質危険な運転手に対する処分者講習での再教育	
(実施内容)			
1 処分者講習において、受講者の違反態様に応じた適切な講習を実施するため、飲酒学級、速度学級等の特別学級を設け、それぞれの学級に適した内容の講習を実施する。			
2 自動車等の運転について必要な適性に関する指導は、筆記による検査、運転適性検査器を用いた検査、自動車等の運転をさせることによる検査及び運転シミュレーターを操作させることによる検査を行った後、診断票の検査結果による安全運転の心構えを個別に指導する。			
さらに、運転シミュレーター操作による指導においては、実車による指導のみでは指導が困難な交通事故その他危険場面等について疑似体験をさせ、受講者の運転行動の危険性等を個別に診断して指導を行い、悪質・危険な運転特性の矯正を図る。			

章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 警察本部交通企画課
節	3	安全運転の確保	
項目	1	運転者教育等の充実	
細目	エ	二輪車安全運転対策の推進	
(実施内容)			
1 関係機関・団体と連携し、街頭における日常点検の指導、実技講習会等を開催し、地域における二輪運転者の安全意識の高揚を図る。			
2 指定自動車教習所協会と連携し、青年運転者や高齢者を対象とした実践・体験型実技講習を推進し、優良運転者を育成する。			

章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 警察本部運転免許課
節	3	安全運転の確保	
項目	1	運転者教育等の充実	
細目	オ	高齢運転者対策の充実	
(実施内容)			
1 看護師の資格をもつ安全運転相談員と連携し、運転に不安をもつ方やその家族等からの相談に適切に対応するとともに、全国統一の安全運転相談ダイヤル「＃８０８０」の周知を図り、相談しやすい環境の整備に努める。			
2 認知機能検査、運転技能検査及び高齢者講習の受検・受講待ちの改善を図るため、自動車教習所での受検・受講枠の拡大を働き掛ける。			
3 高齢運転者の運転の特性や交通事故の特徴等に応じた効果的な高齢者講習に努めるとともに、認知機能が低下した場合に行われやすい信号無視、指定場所一時不停止等の一定の違反行為をした 75 歳以上の高齢運転者に対する臨時認知機能検査及びその結果に基づいて実施される臨時高齢者講習を実施する。			

章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 警察本部交通企画課
節	3	安全運転の確保	
項目	1	運転者教育等の充実	
細目	カ	シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底	
(実施内容)			
1 事業所等におけるシートベルト着用向上啓発活動を強力に展開し、職場・地域における着用意識の醸成と着用の徹底を図る。			
2 関係機関・団体との連携により、街頭啓発活動や各種広報媒体を通じたシートベルト着用についての啓発活動を推進するとともに、日本自動車連盟（J A F）のシートベルトコンビンサーを活用し、シートベルト着用による被害軽減効果を実感できる参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。			
3 幼稚園・保育所、日本自動車連盟（J A F）と連携したチャイルドシート取り付け講習会等を開催し、幼児の体格に適したチャイルドシートの使用、正しい取り付け方等、適正な使用方法についての広報啓発及び指導の徹底を図る。			
4 シートベルト、チャイルドシート着用義務違反に対する取締りを徹底し、着用意識の高揚を図る。			
章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 生活交通課
節	3	安全運転の確保	
項目	1	運転者教育等の充実	
細目	カ	シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底	
(実施内容)			
関係機関・団体と連携し、シートベルト着用強化月間における取組や各種会議・交通安全運動等あらゆる機会を通じて、後部座席を含めた全席シートベルト着用及び正しいチャイルドシート着用について周知徹底を図る。			
章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 警察本部交通企画課
節	3	安全運転の確保	
項目	1	運転者教育等の充実	
細目	キ	自動車安全運転センターの業務の充実	
(実施内容)			
1 自治体、事業所及び交通関係機関・団体等と連携を図りながら、安全運転中央研修所の活用による交通安全指導者研修会等、参加・体験・実践型の交通安全教育の充実を図る。			
2 自動車安全運転センターと連携し、適正な「無事故・無違反証明」「運転経歴証明」「累積点数通知」等の業務を推進する。			
章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 警察本部運転免許課
節	3	安全運転の確保	
項目	1	運転者教育等の充実	
細目	コ	悪質・危険な運転者の早期排除	
(実施内容)			
行政処分の早期上申、早期執行に努め、悪質・危険運転者を早期に排除し、交通秩序を確立する。仮停止制度及び準仮停止制度を積極的に活用し、悪質・危険な運転者の早期排除に努める。			
また、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気等の疑いがある者に対しては、医療機関等と連携を図り、速やかに臨時適性検査等を実施して、一定の病気等を原因とする交通事故の防止を図る。			

章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 警察本部運転免許課
節	3	安全運転の確保	
項目	2	運転免許制度の改善	
細目			
(実施内容)			
1 免許取得時や免許更新時における法定講習においては、最近の交通事故の分析結果等を取り入れるなど、より身近な充実した講習に向けた講習カリキュラム等の改善を図る。			
2 運転免許の自主返納について、関係機関・団体と連携し返納しやすい環境づくりに努める。また、運転者本人やその家族等からの安全運転相談に関し、警察署等の相談窓口体制の充実を図る。			
章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 警察本部交通企画課
節	3	安全運転の確保	
項目	3	安全運転管理の推進	
細目			
(実施内容)			
1 安全運転管理者の選任義務や安全運転管理者の業務（管理下の運転者に対する交通安全教育、運転者の運転前後のアルコール検知器を用いての酒気帯びの有無の確認等）について周知徹底を図る。			
2 安全運転管理者等による事業所内の交通事故防止活動を推進する。			
3 安全運転管理者等講習未受講者事業所の一掃を図る。			
4 事業所別交通事故防止コンクールを実施する。			
章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 東北運輸局
節	3	安全運転の確保	
項目	4	事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	
細目			
(実施内容)			
「事業用自動車総合安全プラン2025」を令和3年3月に策定し、令和7年までに事業用自動車の事故による24時間死者数を225人以下、重傷者数を2,120人以下、人身事故件数を16,500件以下、飲酒運転を0件とする事故削減目標の設定を行った。これらの達成に向けた各種重点施策を、関係者一丸となって着実に実施し、引き続き、事業用自動車の安全・安心の確保に万全を図るとともに、次期「事業用自動車総合安全プラン」の策定を行う。			
章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 東北運輸局
節	3	安全運転の確保	
項目	4	事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	
細目	ア	運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立	
(実施内容)			
事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント評価については、運輸防災マネジメント指針を活用し、自然災害への対応を運輸安全マネジメント評価において重点的に確認するなど、事業者の取組の深化を促進する。			

章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 東北運輸局
節	3	安全運転の確保	
項目	4	事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	
細目	イ	抜本的対策による飲酒運転、迷惑運転等悪質な法令違反の根絶	
(実施内容)			
事業用自動車の運転者による酒気帯び運転や覚醒剤、危険ドラッグ等薬物使用運転の根絶を図るため、点呼時のアルコール検知器を使用した確認の徹底や、薬物に関する正しい知識や使用禁止について、運転者に対する日常的な指導・監督を徹底するよう、講習会や全国交通安全運動、年末年始の輸送等に関する安全総点検なども活用し、事業者や運行管理者等に対し指導を行う。			
さらに、スマートフォンの画面を注視したり、携帯電話で通話しながら運転する「ながら運転」、他の車両の通行を妨害し、重大な交通事故にもつながる「あおり運転」といった迷惑運転について、運転者に対する指導・監督を実施するよう、事業者に対し指導を行うとともに、「自動車運送事業者における飲酒運転防止マニュアル」の周知を図る。			

章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 東北運輸局
節	3	安全運転の確保	
項目	4	事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	
細目	ウ	ICT・自動運転等新技術の開発・普及推進	
(実施内容)			
自動車運送事業者における交通事故防止のため、衝突被害軽減ブレーキ等の ASV 装置や運行管理に資する機器等の普及促進に努める。また、デジタル式運行記録計、ドライブレコーダー等の運行管理の高度化に資する機器の導入や、過労運転防止のための先進的な取組に対し支援を行う。			
さらに、自動車運送事業者における運行管理者の人手不足、運転者や運行管理者の働き方改革等に対応するため、安全性を確保した上での運行管理の効率化に資する ICT 技術の開発・普及を促進する。			

章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 東北運輸局
節	3	安全運転の確保	
項目	4	事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	
細目	エ	超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故の防止対策	
(実施内容)			
事業用自動車の運転者の高齢化や高齢者が被害者となる交通事故が多発する状況を踏まえ、高齢運転者による交通事故防止対策を推進するとともに、乗合バスにおける車内事故の発生実態を踏まえた取組を実施する。			

章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 東北運輸局
節	3	安全運転の確保	
項目	4	事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	
細目	オ	業態毎の事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策	
(実施内容)			
トラック・バス・タクシーの業態ごとの特徴的な事故傾向を踏まえた交通事故防止の取組について評価し、更なる事故削減に向け、必要に応じて見直しを行う等、フォローアップを実施する。			

章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 東北運輸局
節	3	安全運転の確保	
項目	4	事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	
細目	カ	運転者の健康起因事故防止対策の推進	
(実施内容)			
運転者の疾病により、運転を継続できなくなる健康起因事故を防止するため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」の周知・徹底を図るとともに、睡眠時無呼吸症候群、脳血管疾患、心臓疾患・大血管疾患及び視野障害について、対策ガイドラインの周知・徹底を図り、スクリーニング検査の普及を促進する。			
章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 東北運輸局
節	3	安全運転の確保	
項目	4	事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	
細目	キ	自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底	
(実施内容)			
自動車運送事業者における関係法令等の遵守及び適切な運行管理の徹底を図るため、法令違反が疑われる事業者に対する重点的かつ優先的な監査を実施するとともに、悪質違反を犯した事業者や重大事故を引き起こした事業者に対する監査を徹底する。			
また、貸切バスについては、軽井沢スキーバス事故を受けて、取りまとめられた総合的対策に基づき、法令違反の早期是正や違反を繰り返す事業者を退出させるよう行政処分基準を厳格に運用する。			
さらに、民間の調査員が一般の利用者として実際に運行する貸切バスに乗車し、休憩時間の確保などの法令遵守状況の調査を行う「覆面添乗調査」を実施する。			
このほか、自動車運送事業者に対する行政処分基準については、適宜見直しを行う。			
章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 東北運輸局
節	3	安全運転の確保	
項目	4	事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	
細目	ク	事業用自動車の事故調査委員会の提案を踏まえた対策	
(実施内容)			
事業用自動車事故調査委員会において、社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故について、事故の背景にある組織的・構造的問題の更なる解明を図り、より高度かつ複合的な事故要因の調査分析を行い、客観性があり質の高い再発防止策の提言を行うことにより、事業用自動車の事故の未然防止に向けた取組を促進する。			

章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 東北運輸局
節	3	安全運転の確保	
項目	4	事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	
細目	ケ	バスの重大事故を踏まえた安全対策	
(実施内容)			
平成28年1月に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえた再発防止策について、同年6月に取りまとめた58項目に及ぶ「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」を着実に実施する。			
また、令和6年4月から、デジタル式運行記録計の使用、アルコール検知器使用時の画像記録保存、点呼記録の動画保存の義務付けなど、貸切バスの安全対策が強化されたところ、引き続き、事業者に対する指導や監査により法令遵守を徹底するとともに、必要な安全対策を検討していく。			
章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 東北運輸局
節	3	安全運転の確保	
項目	4	事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	
細目	コ	貨物自動車運送事業安全性評価事業の促進等	
(実施内容)			
全国貨物自動車運送適正化事業実施機関において、利用者が安全性の高い貨物自動車運送事業者を選択することができるようにするため、事業者全体の安全性向上に資するものとして実施している「貨物自動車運送事業安全性評価事業」（Gマーク制度）の普及を更に促進する。			
章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 東北運輸局
節	3	安全運転の確保	
項目	4	事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	
細目	サ	貸切バス事業者安全性評価認定制度の普及促進	
(実施内容)			
公益社団法人日本バス協会において、旅行会社や利用者がより安全性の高い貸切バス事業者を選択することができるようにするとともに、貸切バス事業者の安全性の確保に向けた意識の向上や取組の促進を図るため、「貸切バス事業者安全性評価認定制度」の普及を促進する。			
また、本制度においては、令和5年12月に運行管理等の審査基準の厳格化や、認定種別を三ツ星から五ツ星に変更するなど、制度開始以来初の抜本的見直しを行ったところであり、より一層の普及促進を図る。			
章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 東北運輸局
節	3	安全運転の確保	
項目	4	事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	
細目	シ	荷主勧告制度の運用の充実	
(実施内容)			
貨物自動車運送事業者の過積載運転、過労運転、最高速度違反等に関し、荷主からの無理な運行依頼が問題となっており、平成29年7月から荷主関与の判断基準を明確化するとともに、荷主の関与の蓋然性が高いと考えられる違反行為については、早期に荷主に対し協力要請を行うなどの新たな荷主勧告制度の運用を開始されたことから、本制度を適切に運用し、貨物自動車運送事業者の違反行為の防止を図る。			

また、貨物自動車運送事業法の一部改正により、荷主対策を強化する規定が新設されるなど、令和元年7月から荷主対策の深度化が図られたことから、荷主対策を一層強力推進し、荷主の理解・協力の下で法令を遵守する。

章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 東北運輸局
節	3	安全運転の確保	
項目	4	事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	
細目	ス	国際海上コンテナの陸上輸送に係る安全対策	
(実施内容)			
国際海上コンテナの陸上輸送における安全の確保を図るため、関係者間での確実なコンテナ情報の伝達等について記載した「安全輸送ガイドライン」及び「安全輸送マニュアル」について、地方での関係者会議や関係団体等を通じて浸透を図るなど、関係者と連携した安全対策を推進する。			

章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 福島労働局
節	3	安全運転の確保	
項目	5	交通労働災害の防止等	
細目	ア	交通労働災害の防止	
(実施内容)			
1 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の実施 あらゆる機会を捉えて「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知を図るとともに、当該ガイドラインに基づく管理体制の確立、労働時間管理・走行管理、教育の実施、健康管理等の徹底を図る。			
2 労働災害防止団体等が行う交通労働災害防止活動に対する指導・援助 陸上貨物運送事業労働災害防止協会福島県支部、建設業労働災害防止協会福島県支部、福島県及び各地区労働基準協会等の労働災害防止団体が行う交通労働災害防止に向けた事業、交通労働災害防止担当管理者教育等の交通労働災害防止活動を指導・援助する。			

章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 福島労働局
節	3	安全運転の確保	
項目	5	交通労働災害の防止等	
細目	イ	運転者の労働条件の適正化等	
(実施内容)			
1 自動車運転者の労働条件確保のための監督指導 自動車運転者の労働時間等の労働条件の改善を図り、もって交通事故の防止に資するため、自動車運転者を使用する事業場に対して、労働基準法等の関係法令及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の履行確保のための監督指導を積極的に実施する。			
2 過重労働による健康障害防止のための総合対策 時間外労働の削減、労働者の健康管理に係る措置の徹底等、過重労働による健康障害防止のための総合対策を推進する。			
3 関係行政機関等との連携 地方運輸機関との間における「自動車運転者の労働条件改善のための相互通報制度」の運用や合同監督・監査の実施、警察機関との間における「自動車運転者の過労運転事案に係る通報制度」の運用等により、引き続き関係行政機関との連携強化を図る。 また、運送事業者、荷主、行政機関等の関係者からなる「トラック輸送における取引環境・労働時間改善福島県協議会」において、取引環境の改善や長時間労働の抑制に向けた環境整備に取り組む。			

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 福島地方気象台
節	3 安全運転の確保	
項目	6 道路交通に関する情報の充実	
細目	イ 気象情報等の充実	
(実施内容)		
道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。 また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、防災関係機関等との間の情報の共有やICT の活用等に留意し、主に次のことを行う。		
1 気象観測予報体制の整備等		
台風、大雨、竜巻等の激しい突風などの気象現象を早期かつ正確に把握し、適時・適切な特別警報・警報・予報等を発表するため、観測予報体制の強化を図る。また、国際的な協力として、世界気象機関（WMO）が策定した世界気象監視（WWW）計画を積極的に推進する。		
2 地震・津波・火山の監視・警報体制の整備等		
地震・津波・火山による災害を防止・軽減するため、地震・火山活動を常時監視して地震・津波・火山に関する防災情報を適時・適切に発表し、迅速かつ確実に伝達するとともに、主に次のことを行う。		
(1) 緊急地震速報（予報及び警報）の利活用の推進		
緊急地震速報（予報及び警報）について、受信時の対応行動等のさらなる周知・広報を行うとともに、交通機関における利活用の推進を図るため、有効性や利活用の方法等の普及・啓発及び精度向上に取り組む。		
(2) 津波警報等の確実な運用		
地震計による観測等に基づき速やかに津波警報等の第一報の発表を行う。その後、広域地震計を活用した地震の規模の精密な解析や沖合津波計を活用した津波の範囲・規模の予測等の解析を行い、それらに基づく津波警報等の更新を適切に行う。		
(3) 火山監視体制と噴火時等の避難体制の推進		
火山活動の監視・評価の結果に基づき、警戒が必要な範囲（この範囲に入ると生命に危険が及ぶ）を明示して噴火警報等を発表するとともに、平常時からの火山防災協議会における避難計画の共同検討を通じて、噴火警戒レベルの改善を推進する。		
3 情報の提供等		
交通事故の防止・軽減に資するため、主に次の情報を適時・適切に発表し、関係機関等に迅速かつ確実に伝達する。 また、住民に対し、気象庁ホームページや福島地方気象台ホームページを通じて気象情報等をリアルタイムで分かり易く提供する。		
(1) 気象特別警報・警報・予報等		
気象による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に気象特別警報・警報・予報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。また、雨による災害発生の危険度を地図上にリアルタイムに表示する「大雨・洪水警報のキキクル（危険度分布）」や、気象情報における線状降水帯による大雨の可能性についての呼びかけ、積雪・降雪の面的な状況を示す「今後の雪（解析積雪深・解析降雪量・降雪短時間予報）」等についても、気象庁ホームページや報道機関等を通じて道路利用者に周知する。さらに、特に大雪により深刻な道路交通障害が見込まれる場合は、国土交通省と連携し、大雪に対する国土交通省緊急発表を実施し、道路利用者に警戒を呼びかける。		
(2) 緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等		
地震・津波による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等、地震情報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。		

(3) 南海トラフ地震臨時情報等

気象庁長官は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく地震防災対策強化地域に係る大規模な地震が発生するおそれがあると認める時は、直ちに地震予知情報を内閣総理大臣に報告する。

また、南海トラフ沿いで異常な現象を観測した場合や南海トラフ地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合等には「南海トラフ地震臨時情報」を、北海道の根室沖から東北地方の三陸沖における大規模地震の発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合には「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

(4) 噴火警報等

火山現象による道路交通障害が予想される時は、平常時からの火山防災協議会で共同検討した避難計画に基づき、当該道路の交通規制等の防災対応がとられるよう噴火警戒レベルを付した噴火警報等を発表する。

また、道路利用者の降灰量に応じた適切な防災行動に資するよう、降灰予報を適時・適切に発表する。

これらの情報を、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

4 気象知識等の普及

運輸事業者や防災機関の担当者に対し、特別警報・警報・予報等の伝達等に関する説明会やワークショップ、気象情報等の利用方法等に関する講習会の開催、広報資料の作成・配布等により、気象、地象、水象に関する知識の普及を行う。

章	1 道路交通安全	(実施機関名) 東北運輸局
節	4 車両の点検整備・安全性情報の提供	
項目	1 自動車アセスメント情報の提供等	
細目		

(実施内容)

自動車の安全装置の装備状況等の一般情報とともに、自動車の車種ごとの安全性に関する比較情報を公正中立な立場で取りまとめ、これを自動車ユーザーに定期的に提供する自動車アセスメント事業を推進する。また、通信を利用した衝突回避支援技術や後席乗員の傷害予測が可能な事故自動通報システム等の評価項目への追加に向けて試験・評価方法を検討する。引き続き、衝突安全性能、予防安全性能等の評価に取り組み、車両全体としての安全性を評価する総合評価方式による公表を行い、ユーザーが真に安全な自動車をより選択しやすいよう情報発信を行う。

さらに、自動車アセスメント事業における情報発信及び先進技術に対する過信・誤解を防止するための情報の公表により、ASV技術等の自動車の安全に関する先進技術の理解促進を図る。

章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 東北運輸局
節	4	車両の点検整備・安全性情報の提供	
項目	2	自動車の検査及び点検整備の充実	
細目	ア	自動車の検査の充実	
(実施内容)			
道路運送車両の保安基準の拡充・強化に合わせた検査体制の整備及び検査後の不正な改造を排除するため、独立行政法人自動車技術総合機構及び軽自動車検査協会と連携し、自動車検査の高度化をはじめとした質の向上を推進することにより、自動車検査の確実な実施を図るとともに、令和6年10月に導入された「OBD検査」の適確な運用にあたり、運用状況の確認とともに課題の収集及び対応の検討等を行い、必要に応じて制度の見直し等を実施する。			
また、街頭検査体制の充実強化を図ることにより、整備不良車両及び不正改造車両をはじめとした基準不適合車両の排除等を推進する。			

章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 東北運輸局
節	4	車両の点検整備・安全性情報の提供	
項目	2	自動車の検査及び点検整備の充実	
細目	イ	型式指定制度の充実	
(実施内容)			
自動車の型式指定等に当たっては、保安基準への適合性及び生産過程における品質管理体制等の審査を独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所と連携して実施するとともに、自動車製作者等への監査を行い、自動車の安全性の増進等を図る。			
また、複数の自動車メーカー等で判明した型式指定申請に係る不正事案に対する再発防止を行い、更なる安全・安心の確保を図るため、令和6年12月の検討会とりまとめを踏まえ、実効性のある措置を講じていく。			

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 東北運輸局
節	4 車両の点検整備・安全性情報の提供	
項目	2 自動車の検査及び点検整備の充実	
細目	ウ 自動車点検整備の充実	
(実施内容)		
1 点検整備の充実		
自動車ユーザーの保守管理意識を高揚し、点検整備の確実な実施を図るため、関係機関の支援及び自動車関係団体の協力の下、令和7年度においては、9月及び10月を強化月間として「自動車点検整備推進運動」を県下に展開するとともに、車検時に法定点検の実施を確認できなかった車両（二輪車、被けん引車、大型特殊自動車（前面ガラス無）を除く。）については、その旨を検査標章裏面の余白に記載するなど、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に促進する。 また、事業用自動車の安全確保のため、自動車運送事業者への監査、整備管理者研修等のあらゆる機会を捉え、車両の保守管理について指導を行い、その確実な実施を推進する。 さらに、大型車の車輪脱落事故やバスの車両火災事故、車体腐食による事故等の車両不具合による事故については、その原因の把握・究明に努めるとともに、点検整備方法に関する情報提供等により再発防止の徹底を図る。特に大型車の車輪脱落事故については、令和4年12月に「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」が策定した「中間とりまとめ」に基づき、車輪脱落事故防止対策を推し進める。		
2 不正改造車の排除		
道路交通に危険を及ぼし、環境悪化の原因となるなど社会的問題となっている不正改造車を排除するため、関係機関の支援及び自動車関係団体の協力の下、令和7年度においては6月を強化月間として「不正改造車を排除する運動」を県下に展開し、自動車使用者及び自動車関係事業者等の不正改造防止に係る認識の更なる高揚を図るとともに、街頭検査の重点的実施等により、不正改造車の排除を徹底する。 また、不正改造を行った自動車特定整備事業者に対する立入検査の実施等を厳正に行う。		
3 自動車整備技術の向上		
自動車新技術の採用・普及、ユーザーニーズの多様化に伴い、自動車を適切に保守管理するためには、これらの変化に対応し、自動車整備事業者の整備技術を高度化する必要がある。このような状況を踏まえ、令和2年4月に施行された特定整備制度について、自動運行装置を含む電子制御装置の整備に必要な認証の早期取得等を周知し、電子制御装置整備における整備主任者等の講習を推進するとともに、自動車特定整備事業者の整備技術の高度化等への支援を行う。		

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 東北運輸局
節	4 車両の点検整備・安全性情報の提供	
項目	3 リコール制度の充実・強化	
細目		
(実施内容)		
自動車のリコールの迅速かつ着実な実施等のため、自動車製作者等のリコール業務について監査等の際に確認・指導するとともに、安全・環境性に疑義のある自動車については独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所において現車確認等による技術的検証を行う。		
また、リコール制度の適確な運用のため、自動車不具合情報ホットライン等を活用してユーザーからの情報の収集を推進するとともに、ユーザーに対し、リコール関連情報等の提供に努める。		

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 警察本部交通企画課
節	4 車両の点検整備・安全性情報の提供	
項目	4 自転車の安全性の確保	
細目		
(実施内容)		
1 自転車販売店等との連携による点検整備を推進し、整備不良自転車の一掃、T Sマークの普及、夜光反射材の取り付けを促進し、自転車の安全性の確保を図る。		
2 自転車安全利用推進月間の取組を強化し、県民総ぐるみの運動として定着化を図る。		
3 自転車事故の実態やヘルメット着用による被害軽減効果についての広報啓発を推進し、全ての自転車利用者のヘルメット着用を積極的に促進するとともに、自転車損害賠償責任保険等への加入促進に努める。		
4 各種講習会や街頭キャンペーン等において自転車講習制度の周知を図るとともに、交通ルールの遵守とマナー向上の啓発活動を推進する。		

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 警察本部交通指導課
節	5 道路交通秩序の維持	
項目	1 交通の指導取締りの強化等	
細目	ア 一般道路における効果的な指導取締りの強化等	
(実施内容)		
1 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進		
交通事故発生状況の分析に基づき、飲酒運転、無免許運転、令和2年6月道路交通法改正により施行された妨害運転、著しい速度超過、横断歩行者妨害違反、信号無視などの交差点関連違反等の交通事故に直結する悪質・危険性の高い違反や県民から取締り要望の多い違反に重点を指向した指導取締りを強化する。		
2 周辺者に対する捜査や背後責任の追及		
飲酒運転や無免許運転については、運転者に対する捜査のみならず、周辺者に対する捜査を徹底する。また、事業活動に関してなされた過積載、過労運転等の違反については、自動車の使用者等に対する責任追及を徹底する。		
3 自転車利用者に対する指導取締りの推進		
令和6年11月から自転車の酒気帯び運転に対する罰則の創設や携帯電話使用等違反が道路交通法で禁止され、令和8年4月から自転車の一定の交通違反が交通反則通告制度となることから、酒気帯び運転や携帯電話使用等違反をはじめ、交通事故に直結するおそれのある無灯火、信号無視、一時不停止違反等に対する指導取締りを強化する。		

章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 警察本部交通指導課
節	5	道路交通秩序の維持	
項目	2	交通事故事件等に係る適正かつ綿密な捜査の一層の推進	
細目	ア	危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底	
(実施内容) 飲酒運転、信号無視、著しい速度超過、妨害目的運転、一定の病気等が疑われる交通事故を中心として、初動捜査の段階から自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成 25 年法律第 86 号）第 2 条若しくは第 3 条（危険運転致死傷罪）又は第 4 条（過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪）の立件も視野に入れた捜査を徹底する。			

章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 警察本部交通指導課
節	5	道路交通秩序の維持	
項目	2	交通事故事件等に係る適正かつ綿密な捜査の一層の推進	
細目	イ	交通事故事件等に係る捜査力の強化等	
(実施内容) 交通機動捜査・鑑識係をはじめとした捜査体制の充実を図るとともに、新任交通捜査員に対する研修等により、交通捜査員の捜査能力の一層の向上に努める。 また、自動車等の使用者による悪質な違反行為の下命・容認事件、自動車整備事業者による不正車検事件、交通事故を偽装した保険金詐欺事件等の交通特殊事件について厳正な捜査を推進するための研修にも努める。			

章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 警察本部交通指導課
節	5	道路交通秩序の維持	
項目	2	交通事故事件等に係る適正かつ綿密な捜査の一層の推進	
細目	ウ	交通事故事件等に係る科学的捜査の推進	
(実施内容) ひき逃げ事故等の被疑者の早期検挙を図るため、各種交通鑑識資器材の充実に加え、初期段階から交通捜査統括官、交通鑑識官が現場臨場するとともに、EDR 解析や防犯カメラ、ドライブレコーダー映像等を効果的に活用し、客観的な証拠に基づいた科学的な交通事故事件の捜査を推進する。			

章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 警察本部交通指導課 (教育庁健康教育課)
節	5	道路交通秩序の維持	
項目	3	暴走族対策の推進	
細目	ア	暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実	
(実施内容)			
1 各種通知による、暴走族対策の内容についての指導 随時（文部科学省からの依頼時、県警からの依頼時、事故多発時）実施する。 ・送付先：各市町村立中学校、各県立学校			
2 関係機関との連携による暴走族からの離脱指導等 少年補導員等の民間ボランティア、保護司（会）、少年サポートセンター等との連携の下、暴走族の解体、暴走族への加入阻止、離脱等の支援、指導等を徹底する。			
3 県高等学校生活指導協議会における啓発及び指導			
章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 警察本部交通指導課
節	5	道路交通秩序の維持	
項目	3	暴走族対策の推進	
細目	ア	暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実	
(実施内容)			
1 暴走族を許さない社会環境づくりについての啓発を行うとともに、関係団体等が行う暴走族の根絶に関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずる。			
2 報道関係機関等にタイムリーな素材の提供を行い、地域ぐるみの暴走族追放気運の高揚に努める。			
章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 生活交通課
節	5	道路交通秩序の維持	
項目	3	暴走族対策の推進	
細目	ア	暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実	
(実施内容)			
福島県暴走族等の根絶に関する基本方針に基づき、必要に応じて広報・啓発を行う。			
章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 警察本部交通指導課
節	5	道路交通秩序の維持	
項目	3	暴走族対策の推進	
細目	ウ	暴走族に対する指導取締りの強化	
(実施内容)			
1 暴走族等の不法行為に対しては、共同危険行為等の禁止規定を始め、あらゆる法令を多角的に適用して構成員を検挙し、その根絶を図る。			
2 不法改造事案については、必要に応じ運輸支局に対し、整備命令の発出を要請するとともに、関係機関・団体に対する指導の徹底を図る。			

章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 警察本部交通指導課
節	5	道路交通秩序の維持	
項目	3	暴走族対策の推進	
細目	エ	暴走族関係事犯者の再犯防止	
(実施内容) 把握した暴走族について、個別指導及び継続補導を実施し、脱退、離脱等に対する相談支援活動を推進するとともに、関係機関団体と連携して、就学、就労対策の推進及び少年の健全育成に影響を及ぼす各種違反行為に対する取締りを強化して少年の立ち直りを図る。			
章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 警察本部交通指導課
節	5	道路交通秩序の維持	
項目	3	暴走族対策の推進	
細目	オ	車両の不法改造の防止	
(実施内容) 1 整備不良車両等の不法改造車両の取締りを徹底する。 2 不法に車両を改造し、暴走行為を助長させている改造業者に対しては、道路運送車両法の直罰規定を適用するなどその責任を追及する。			
章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 地域医療課 各消防本部
節	6	救助・救急活動の充実	
項目	1	救助・救急体制の整備	
細目	ア イ	救助体制の整備・拡充 多数傷病者発生時における救助・救急体制の充実	
(実施内容) 各消防本部及び関係機関との連絡体制を整備するとともに、事故を想定した救護訓練を実施する。			
章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 消防保安課 各消防本部
節	6	救助・救急活動の充実	
項目	1	救助・救急体制の整備	
細目	ウ	自動体外式除細動器の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進	
(実施内容) 住民に対する応急手当の普及啓発のため、各消防本部は指導者となる応急手当指導員及び普及員の養成に努めるとともに、自動体外式除細動器の使用を含めた心肺蘇生法の講習会を計画的に実施する。			
章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 消防保安課 各消防本部
節	6	救助・救急活動の充実	
項目	1	救助・救急体制の整備	
細目	エ	救急救命士の養成・配置等の促進	
(実施内容) 高度な救急処置が行える救急救命士の養成のため、（一財）救急振興財団が実施する資格取得のための教育訓練の受講を促進する。 また、医療機関における救急救命士の実習訓練が円滑に行われるように、関係機関の連携を図る。			

章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 消防保安課 各消防本部
節	6	救助・救急活動の充実	
項目	1	救助・救急体制の整備	
細目	オ	救助・救急用資機材の整備の促進	
(実施内容) 各消防本部は、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材等の整備を図る。			
章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 消防保安課 各消防本部
節	6	救助・救急活動の充実	
項目	1	救助・救急体制の整備	
細目	カ	消防防災ヘリコプターによる救急業務の推進	
(実施内容) 消防防災ヘリコプターの効果的な活用体制を確立するため、市町村・消防機関及び医療機関等の連携強化を図る。			
章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 消防保安課 各消防本部
節	6	救助・救急活動の充実	
項目	1	救助・救急体制の整備	
細目	キ	救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実	
(実施内容) 救急隊員、救助隊員の知識及び技能の向上を図るため、県消防学校において教育訓練を定め、教育訓練内容の充実に努めるほか、消防大学校で実施する教育訓練を受講させる。			
章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 消防保安課 各消防本部
節	6	救助・救急活動の充実	
項目	1	救助・救急体制の整備	
細目	ク	高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備	
(実施内容) 高速道路沿線の各消防本部は、高速自動車国道における消防相互応援協定を締結し管轄区域を設定するほか、重大事故発生時等における相互応援体制を強化する。			
章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 東日本高速道路(株) 東北支社 福島管理事務所 郡山管理事務所 いわき管理事務所 会津若松管理事務所
節	6	救助・救急活動の充実	
項目	1	救助・救急体制の整備	
細目	ク	高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備	
(実施内容) インターチェンジ所在消防に対して、財政措置を継続するとともに、消防等関係機関との連携強化を図り、救命救急等の教育訓練を実施する。			

章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 地域医療課
節	6	救助・救急活動の充実	
項目	2	救急医療体制の整備	
細目	ア	救急医療機関等の整備	
(実施内容)			
1 初期救急医療体制			
(1) 小児初期救急医療推進事業			
夜間における軽傷の小児救急患者の医療を確保する。			
(2) 初期救急医療確保支援事業			
休日夜間急患センターに対し運営費を補助する。			
(3) 小児平日夜間救急医療支援事業			
小児救急医療体制の確保を図るため、平日夜間の夜間小児外来の運営費を補助する。			
2 第三次救急医療体制			
・救命救急センター運営事業補助			
重篤な患者の救急医療体制を確保するため、救命救急センターの運営費を補助する。			
3 総合医療情報システム運営事業			
救急医療体制を支援するため、救急医療機関及び搬送機関等をネットワークで結び、各種救急医療情報を提供するとともに、県民に対しインターネット方式により医療機関や初期救急医療体制の情報提供を実施する。			

章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 地域医療課 医療人材対策室
節	6	救助・救急活動の充実	
項目	2	救急医療体制の整備	
細目	イ	救急医療担当医師・看護師等の養成等	
(実施内容)			
1 救急医療従事者資質向上支援事業			
救急医療を担う人材の資質向上を図るため、研修に必要な経費を補助する。			
2 小児科以外の医師等を対象とした小児救急研修事業			
救急や内科を始めとする小児科以外の医師等を対象とした小児救急に関する研修を実施する。			
3 過疎地域等医師研修事業			
過疎地域等の医療を担う人材の育成と地域医療を担う医師の幅広い診療能力（プライマリ・ケア能力）向上を図る研修会等を実施する。			

章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 地域医療課
節	6	救助・救急活動の充実	
項目	2	救急医療体制の整備	
細目	ウ	ドクターヘリ事業の推進	
(実施内容)			
ドクターヘリ事業を運営する福島県立医科大学附属病院に対して、その運営費の一部を助成する。			

章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 地域医療課
節	6	救助・救急活動の充実	
項目	3	救急関係機関の協力関係の確保等	
細目			
(実施内容)			
1 救急医療対策協議会の設置 救急医療関係機関相互の合意形成を図ることにより救急医療体制を整備するため、福島県救急医療対策協議会、地域救急医療対策協議会等を設置する。			
(1) 県救急医療対策協議会の運営			
(2) 地域救急医療対策協議会の運営			
(3) 地域メディカルコントロール協議会の運営			
2 救急医療提供体制連携推進事業 救急医療の連携体制を構築し、救急患者に対する適切な救急医療を確保するため、県病院協会に対し、医療従事者等向けの研修事業を委託する。			
3 災害派遣医療チーム（DMAT）研修等派遣事業 国等が主催する災害派遣医療チーム（DMAT）研修及び訓練に県内の災害拠点病院等の医療従事者を派遣する。 また、県内で災害医療コーディネーターやDMAT隊員の養成研修、DMAT技能維持のための研修及び訓練等を実施する。			

章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 東北運輸局
節	7	被害者支援の充実と推進	
項目	1	自動車損害賠償保障制度の充実等	
細目	ア	自動車損害賠償責任保険（共済）の適正化の推進	
(実施内容)			
国による死亡等重要事案に関する支払審査、保険会社等の情報提供措置及び支払基準に基づいた適正な保険金支払の着実な実施について、被害者保護の充実が図られるよう、引き続き保険金支払の適正化を図る。			

章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 東北運輸局
節	7	被害者支援の充実と推進	
項目	1	自動車損害賠償保障制度の充実等	
細目	イ	無保険（共済）車両対策の徹底	
(実施内容)			
自動車損害賠償責任保険（共済）の期限切れ、掛け忘れに注意が必要であることを、広報活動等を通じて広く県民に周知するとともに、街頭における監視活動等による注意喚起を推進し、無保険（共済）車両の運行の防止を徹底する。			

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 県民広聴室
節	7 被害者支援の充実と推進	
項目	2 損害賠償の請求についての援助等	
細目	ア 交通事故相談活動の推進	
(実施内容)		
1 交通事故相談 県が実施する交通事故相談については、県民広聴室に専任の交通事故相談員を配置するとともに、県中、県南、会津、いわきの各地方振興局において出張相談を実施し、相談活動を強化する。 また、市町村交通事故相談窓口及び関係機関、団体等との連絡協調を密にし、多様化・複雑化してきている交通事故相談の受理に当たる。 (1) 交通事故相談員の配置 県庁県民広聴室県政相談コーナー (2) 出張相談の実施 遠隔地の交通事故相談者の便宜を図るため、出張相談を実施する。 (3) 広報活動の充実 各種の広報媒体を活用し、相談窓口の周知徹底を図る。 (4) 交通事故相談員の研修 相談員の資質向上を図るために、国土交通省等が行う研修に参加する。		
2 市町村との連携 市町村相談窓口の充実・強化のため連携する。		

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 東北運輸局
節	7 被害者支援の充実と推進	
項目	3 交通事故被害者支援の充実強化	
細目	ア 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実	
(実施内容)		
自動車事故被害者支援については、自賠法による被害者保護増進計画に基づき、被害者保護の増進及び自動車事故の発生の防止が安定的かつ効果的に行われるよう、引き続き対応を図る。 重度後遺障害者に対する支援を推進するため、独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）において、重度後遺障害者に対する介護料の支給等を行うとともに、介護料の支給を受けている在宅の重度後遺障害者を対象とした介護に関する相談対応や各種情報の提供等による訪問支援の充実等を図る。 また、国土交通省においては、介護者なき後を見据えた支援施策として、障害者支援施設や居宅介護事業者等の新設・設備導入や介護人材確保等に係る費用の補助を行うとともに、短期入院協力病院等に対する医療器具の整備費用等の補助を引き続き行う。 さらに、NASVAにおいて交通遺児等に対する生活資金の無利子貸付及び公益財団法人交通遺児等育成基金において交通遺児育成のための基金事業等を行い、交通事故被害者支援の充実強化等を図る。		

章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 福島県生活交通課 (公財) 福島県交通遺児奨学 基金協会
節	7 被害者支援の充実と推進	
項目	3 交通事故被害者支援の充実強化	
細目	ア 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実	
(実施内容) 交通遺児及び交通事故により重度の後遺障がいを受けた者の子に対し、その健やかな成長と勉学の励みとなるように奨学金等の支給を行う。		
章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 警察本部交通指導課
節	7 被害者支援の充実と推進	
項目	3 交通事故被害者支援の充実強化	
細目	イ 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進	
(実施内容) 平素から、交通捜査員に対し交通事故被害者等の心情に配慮した適切な対応について徹底を図るとともに、犯罪被害者支援部門との緊密な連携等に努め、ひき逃げ事件、交通死亡事故、全治3ヶ月以上の重傷を負った交通事故及び危険運転致死傷罪等に該当する事件の交通事故被害者等に対して、交通事故の概要、捜査状況等の説明や捜査活動への付添い等により、交通事故被害者の負担軽減を図る。		
章	1 道路交通の安全	(実施機関名) 東北運輸局
節	7 被害者支援の充実と推進	
項目	3 交通事故被害者支援の充実強化	
細目	ウ 公共交通事故による被害者等への支援の推進	
(実施内容) 1 平時における取組 (1) 被害者等への支援体制の整備 公共交通事故被害者支援室において、被害者等からの相談を受け付けるとともに、被害者等への支援に携わる職員に対する教育訓練の実施、関係機関等とのネットワーク形成等 を図る。 (2) 事業者における支援計画作成の促進 公共交通事業者による被害者等支援計画作成ガイドラインに基づき、事業者に対して計画の策定を促すなど、被害者等に対する支援の充実に向けた取組を図る。 2 事故発生時の取組 (1) 事故発生直後の対応 被害者等に対する窓口を設置し、安否情報・事故情報等の提供に関する被害者等からの要望を関係行政機関、公共機関、地方公共団体及び事業者に伝えること等を通じて、被害者等に役立つ情報を収集・整理し、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。 また、被害者等が事故現場において行う安否確認等の活動のために必要な支援が確保されるよう、被害者等からの要望を事業者等に伝えて必要な対応を要請するほか、現場における受入体制等に関する情報を被害者等に提供するなど、被害者等への窓口を通じて、被害者等からの問合せ・相談に的確に対応する。 (2) 中長期的対応 公共交通事故被害者等への支援を行う体制において、被害者等のための窓口を設置し、被害者等からの要望を踏まえ、事故調査の状況や規制の見直し、事業者の安全対策に関する説明について必要なコーディネートを図る。また、被害者等からの相談を受け、必要に応じて、事業者が策定する公共交通事故被害者等への支援に関する計画に基づく支援やその他事業者による支援について、事業者 に指導・助言を行うとともに、被害者等に対して関係機関や心のケアの専門家を紹介する等の取組を図る。		

章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 警察本部交通企画課
節	8	調査研究の充実	
項目	2	道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化	
細目			
(実施内容)			
1 個別分析により、交通事故の発生を予測し、先行した対策を策定する。			
2 交通事故の調査・分析結果を、各種広報媒体に積極的に提供するなどして、県民が交通事故の実態やその悲惨さについて理解し、交通事故防止に資する意識の啓発を図る。			
3 交通ボランティア団体等に各種事故分析結果を積極的に提供し、地域における自主的な交通安全活動を促進する。			
章	1	道路交通の安全	(実施機関名) 県警察本部交通企画課
節	9	避難地域の交通安全	
項目	3	避難生活者に対する交通安全教育の推進	
細目			
(実施内容)			
関係機関・団体と連携し、避難生活者、帰還住民に対する個別訪問活動、交通安全教室を開催し交通事故防止を図る。			
章	2	鉄道交通及び踏切道における交通の安全	(実施機関名) 東北運輸局
節	1	鉄道交通の安全対策	
項目	1	鉄道交通環境の整備	
細目	ア	鉄道施設等の安全性の向上	
(実施内容)			
鉄道施設の維持管理及び補修を適切に実施するとともに、老朽化が進んでいる橋梁等の施設について、長寿命化に資する補強・改良を進める。特に、人口減少等による輸送量の伸び悩み等から厳しい経営を強いられている地域鉄道については、安全性の向上に必要な施設・設備の更新等に対して支援を実施する。研究機関の専門家による技術支援制度を活用する等して技術力の向上についても推進する。			
また、多発する自然災害へ対応するために、防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっている。このため、河川に架かる鉄道橋りょうの流失・傾斜対策や鉄道隣接斜面の崩壊による土砂流入対策等を推進する。			
さらに、駅施設等について、高齢者・視覚障害者を始めとする全ての旅客のプラットフォームからの転落・接触等を防止するため、転落・接触事故の発生状況、駅やホームの構造・利用実態、駅周辺エリアの状況などを勘案し、優先度が高いホームでのホームドアの整備を加速化することを目指すとともに、ホームドアのない駅での視覚障害者の転落を防止するため、新技術等を活用した転落防止策を検討する。			
章	2	鉄道交通及び踏切道における交通の安全	(実施機関名) 東日本旅客鉄道株式会社
節	1	鉄道交通の安全対策	
項目	1	鉄道交通環境の整備	
細目	ア	鉄道施設等の安全性の向上	
(実施内容)			
鉄道交通の安全を確保するために、軌道や路盤等の施設の保守及び強化を適切に実施するとともに、降雨による土砂崩壊、あるいは落石、雪崩等による施設の被害を防止するため、線路防護施設の整備を促進する。			
また、駅施設等については、高齢者・障がい者等の安全利用にも十分配慮した施設の整備を推進する。毎年、各地区において、視覚障がい者警告ブロックの整備、塗装（凹凸）修繕、見通し阻害樹木伐採、除草、不要設備撤去、危険箇所把握のための巡回を実施していく。			

章	2 鉄道交通及び踏切道における交通の安全	(実施機関名) 東北運輸局
節	1 鉄道交通の安全対策	
項目	2 鉄道交通の安全に関する知識の普及	
細目		
(実施内容)		
運転事故の約9割を占める人身障害事故と踏切障害事故の多くは、利用者や踏切通行者、鉄道沿線住民等が関係するものであることから、これらの事故の防止には、鉄道事業者による安全対策に加えて、利用者等の理解と協力が必要である。このため、学校、沿線住民、道路運送事業者等を幅広く対象として、関係機関等の協力の下、全国交通安全運動や踏切事故防止キャンペーンの実施等において、広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させる。 また、これらの機会を捉え、駅ホーム及び踏切道における非常押ボタン等の安全設備について分かりやすい表示の整備や非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図る。		
章	2 鉄道交通及び踏切道における交通の安全	(実施機関名) 東日本旅客鉄道株式会社
節	1 鉄道交通の安全対策	
項目	2 鉄道交通の安全に関する知識の普及	
細目		
(実施内容)		
踏切事故等鉄道の運転事故及び置き石、投石等の鉄道妨害、線路内立入等の外部要因による事故を防止するため、踏切の安全通行や鉄道事故防止に関する知識を広く一般に普及する必要がある。このため、学校、沿線住民、道路運送事業者等を対象として、全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ類の配布等による広報活動を積極的に行う。また、道路運送事業者等を対象に引き続き、踏切事故防止啓発活動を展開する。 〔前年度の実績〕 ○ 啓蒙活動等 ・ 警察署及び運転免許センターに、踏切事故防止を図ることを目的に「踏切非常ボタン体験模擬装置」を設置（平成29年度：2017年度から継続） ・ 駅構内及び列車内での踏切事故防止放送 ○ 春の全国交通安全運動に合わせた「踏切事故防止キャンペーン（4/6 ～4/15）」 ○ 秋の全国交通安全運動に合わせた「踏切事故防止キャンペーン（9/21 ～9/30）」 ・ 踏切事故防止キャンペーン・ブースの設置 ・ のぼり旗・横断幕の掲出		
章	2 鉄道交通及び踏切道における交通の安全	(実施機関名) 東北運輸局
節	1 鉄道交通の安全対策	
項目	3 鉄道の安全な運行の確保	
細目	ア 保安監査等の実施	
(実施内容)		
鉄道事業者に対し、計画的に保安監査を実施するほか、重大な事故、同種トラブルの発生時等、特に必要と認める場合にも臨時に保安監査を行う。保安監査の実施に当たっては、メリハリの効いた効果的な保安監査を実施することにより、鉄道輸送の安全を確保する。保安監査においては、施設及び車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況等を確認し、適切な指導を行うとともに、過去の指導のフォローアップを実施する。 このほか、年末年始の輸送等に関する安全総点検により、事業者の安全意識を向上させる。		
章	2 鉄道交通及び踏切道における交通の安全	(実施機関名) 東北運輸局
節	1 鉄道交通の安全対策	
項目	3 鉄道の安全な運行の確保	

細目	イ 運転士の資質の保持	
(実施内容) 運転士の資質の向上等を目的として、動力車操縦者運転免許試験の適正な実施を始め、動力車操縦者運転免許に関する省令に基づく取組を推進する。また、運転士が作業を行うのに必要な知識及び技能を保有させるための教育及び訓練が適切に実施されるよう運転管理者会議の開催等の機会を捉えて適切に指導する。さらに運転士の取扱い誤りに原因があるおそれがあると認められる事態の情報については、その情報の共有と活用を図るため、とりまとめを行い、鉄軌道事業者へ周知する。		
章	2 鉄道交通及び踏切道における交通の安全	(実施機関名) 東日本旅客鉄道株式会社
節	1 鉄道交通の安全対策	
項目	3 鉄道の安全な運行の確保	
細目	イ 運転士の資質の保持	
(実施内容) 省令に基づき運転士に対する教育訓練を行うほか、重大な事象が発生した場合や過去の重大事象を教訓にした机上での勉強会を開催するなど鉄道の安全教育を実施し運転士として知識・能力向上を図る。 また、幹線交通の輸送障害等による被害や社会的影響を軽減するため、異常時を想定した訓練を定期的に開催し事故対応能力の向上を図る。 〔前年度の実績〕 ○ 人身事故、踏切事故等が発生した際は、早期運転再開に向けた警察、消防との打ち合わせ連絡を強化するとともに、現場検証を速やかに終了させるため、人身事故対応グッズ、人身事故発生状況記録票（メモ）の活用を実施している。 ○ 各地区、線区ごとに、異常時現車訓練列車を運行させて異常時取扱訓練を実施 ・ 令和6年 6月13日 東北本線 郡山～福島間 ・ 令和6年 9月 5日 磐越西線 郡山～会津若松間 ・ 令和6年 9月12日 奥羽本線 笹木野～庭坂間 ・ 令和6年10月 3日 只見線 会津若松～会津川口間 ・ 令和6年10月 9日 磐越東線 郡山～いわき間 ○ 各地区で、警察・消防と合同で事故対応訓練開催 ・ 令和6年 6月19日 会津地区 ・ 令和6年10月10日 福島地区 ・ 令和6年11月12日 郡山地区		
章	2 鉄道交通及び踏切道における交通の安全	(実施機関名) 東北運輸局
節	1 鉄道交通の安全対策	
項目	3 鉄道の安全な運行の確保	
細目	ウ 安全上のトラブル情報の共有・活用	
(実施内容) 主要な鉄道事業者の安全担当者等による鉄道保安連絡会議を開催し、事故等及びその再発防止対策に関する情報共有等を行う。また、安全上のトラブル情報を収集し、速やかに鉄道事業者へ周知・共有することにより事故等の再発防止に活用する。		
章	2 鉄道交通及び踏切道における交通の安全	(実施機関名) 福島地方気象台
節	1 鉄道交通の安全対策	
項目	3 鉄道の安全な運行の確保	
細目	エ 気象情報等の充実	

(実施内容)

鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、気象情報等の充実（１章３節、項目６の細目イ）」で述べた気象観測予報体制の整備、地震・津波・火山監視体制の整備、各種情報の提供、気象知識等の普及を行う。

特に、竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報を適時・適切に発表するとともに、分布図形式の短時間予測情報として竜巻発生確度ナウキャストを提供する。また、走行中の列車における地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、緊急地震速報（予報及び警報）の鉄道交通における利活用の推進を図る。なお、噴火警戒レベルに応じて鉄道事業者等がとるべき防災対応について、平常時からの火山防災協議会における共同検討を通じて合意を図る。

章	2 鉄道交通及び踏切道における交通の安全	(実施機関名) 東日本旅客鉄道株式会社
節	1 鉄道交通の安全対策	
項目	3 鉄道の安全な運行の確保	
細目	エ 気象情報等の充実	

(実施内容)

鉄道の安全な運行に資するため、自然災害の現象についての的確な実況監視を行うため、気象予報・警報等の情報を収集し、速度規制値が長時間にわたり継続する予報や運転中止値がある場合は、早期の計画運休を検討するなど事故の防止・軽減に努める。

章	2	鉄道交通及び踏切道における交通の安全	(実施機関名) 東北運輸局
節	1	鉄道交通の安全対策	
項目	3	鉄道の安全な運行の確保	
細目	オ	大規模な地震が発生した場合の適切な対応	
(実施内容)			
関係機関及び鉄道事業者における、夜間・休日の緊急連絡体制等を点検・確認し、大規模な事故又は災害が発生した場合に、迅速かつ的確な情報の収集・連絡を行う。			
また、輸送障害等の社会的影響を軽減するため、鉄道事業者に対し、外国人を含む利用者への適切な情報提供を行うとともに、迅速な復旧に必要な体制を整備するよう指導する。			
さらに、鉄道事業者に対して、降雪時等において、状況に応じて迅速な除雪が行えるよう、除雪車の出動準備、除雪体制の確認を行い、長時間にわたる駅間停車が発生すると見込まれる場合には乗客の安全確保を最優先とし、運行再開と乗客救出の対応を並行して行うことを徹底するとともに、利用者への適切な情報提供等を行うよう指導する。			

章	2	鉄道交通及び踏切道における交通の安全	(実施機関名) 東日本旅客鉄道株式会社
節	1	鉄道交通の安全対策	
項目	3	鉄道の安全な運行の確保	
細目	オ	大規模な地震が発生した場合の適切な対応	
(実施内容)			
大規模地震発生時における防災関係機関との連絡体制を構築するとともに、迅速かつ的確な情報の収集・連絡を行う。また、交通機関が途絶した場合を想定し、駅周辺の帰宅困難者へ指定避難所への誘導案内、必要により一時滞在場所の提供を行う。			
運行状況情報を的確に発信し、利用者へ適切な情報提供を行い、幹線交通における輸送障害発生時の社会的影響を軽減するとともに、復旧の体制を整備する。			
〔前年度の実績〕			
○ 防災訓練等			
・大規模大地震が発生し、広範囲で運転中止となった想定で総合防災訓練を実施			
(令和6年9月2日)			

章	2	鉄道交通及び踏切道における交通の安全	(実施機関名) 東北運輸局
節	1	鉄道交通の安全対策	
項目	3	鉄道の安全な運行の確保	
細目	カ	運輸安全マネジメント評価の実施	
(実施内容)			
事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント評価については、運輸防災マネジメント指針を活用し、自然災害への対応を運輸安全マネジメント評価において重点的に確認するなど、事業者の取組の深化を促進する。			

章	2	鉄道交通及び踏切道における交通の安全	(実施機関名) 東北運輸局
節	1	鉄道交通の安全対策	
項目	3	鉄道の安全な運行の確保	
細目	キ	計画運休への取組	
(実施内容)			
鉄道事業者に対し、大型の台風が接近・上陸する場合など、気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれが予測されるときは、一層気象状況に注意するとともに、安全確保の観点から、路線の特性に応じて、前広に情報提供した上で計画的に列車の運転を休止するなど、安全の確保に努めるよう指導する。			
また、対応に関する情報提供を行うに当たっては、内容・タイミング・方法について留意させるとともに、外国人利用者にも対応するため、多言語案内体制の強化も指導する。			

章	2	鉄道交通及び踏切道における交通の安全	(実施機関名) 東日本旅客鉄道株式会社
節	1	鉄道交通の安全対策	
項目	3	鉄道の安全な運行の確保	
細目	キ	計画運休への取組	
(実施内容) 計画運休とは、雪害や台風等の影響により鉄道の運転中止が予測された際に、利用者への影響を最小限にするために、事前（前々日・前日）に列車の運休等を予告（情報発信）したうえで運行を中止する。「計画運休の可能性」を前々日に発表し、「計画運休の時間帯」を前日に発表を行う。			
章	2	鉄道交通及び踏切道における交通の安全	(実施機関名) 東北運輸局
節	1	鉄道交通の安全対策	
項目	4	鉄道車両の安全性の確保	
細目			
(実施内容) 発生した事故や科学技術の進歩を踏まえつつ、適時、適切に鉄道車両の構造・装置に関する保安上の技術基準を見直す。			
章	2	鉄道交通及び踏切道における交通の安全	(実施機関名) 東日本旅客鉄道株式会社
節	1	鉄道交通の安全対策	
項目	4	鉄道車両の安全性の確保	
細目			
(実施内容) 鉄道車両の安全性を確保するために、国が定める鉄道の技術基準を定める省令を遵守し当社基準を定め、車両の設計及び製造の過程で定められた技術基準に適合させるだけでなく、運用開始後の機能の保安が重要であるため、定期的にその機能を確認し、必要により修繕等を行う。			
章	2	鉄道交通及び踏切道における交通の安全	(実施機関名) 東北運輸局
節	1	鉄道交通の安全対策	
項目	5	救助・救急活動の充実	
細目			
(実施内容) 鉄道の重大事故等に備え、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、訓練の充実や鉄道事業者と各消防本部、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を図る。			
章	2	鉄道交通及び踏切道における交通の安全	(実施機関名) 東日本旅客鉄道株式会社
節	1	鉄道交通の安全対策	
項目	5	救助・救急活動の充実	
細目			
(実施内容) 鉄道に関わる重大事故等が発生した際に、避難誘導や救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、訓練の充実や福島県警察、各消防署、医療機関、その他の関係機関と連携し、協力体制の強化を図っている。 〔前年度の実績〕 ○JR東日本救助・救命講習 救助・救命スキルの向上を目的とした講習会を実施（令和6年6月4日及び11月6日） ○各地区で、警察・消防と合同で事故対応訓練開催 ・令和6年 6月19日 会津地区 ・令和6年10月10日 福島地区 ・令和6年11月12日 郡山地区			

章	2 鉄道交通及び踏切道における交通の安全	(実施機関名) 東北運輸局
節	1 鉄道交通の安全対策	
項目	6 被害者支援の推進	
細目		
(実施内容)		
1 平時における取組		
(1) 被害者等への支援体制の整備		
公共交通事故被害者支援室において、被害者等からの相談を受け付けるとともに、被害者等への支援に携わる職員に対する教育訓練の実施、関係機関等とのネットワーク形成等を図る。		
(2) 事業者における支援計画作成の促進		
公共交通事業者による被害者等支援計画作成ガイドラインに基づき、事業者に対して計画の策定を促すなど、被害者等に対する支援の充実に向けた取組を図る。		
2 事故発生時の取組		
(1) 事故発生直後の対応		
被害者等に対する窓口を設置し、安否情報・事故情報等の提供に関する被害者等からの要望を関係行政機関、公共機関、地方公共団体及び事業者に伝えること等を通じて、被害者等に役立つ情報を収集・整理し、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。		
また、被害者等が事故現場において行う安否確認等の活動のために必要な支援が確保されるよう、被害者等からの要望を事業者等に伝えて必要な対応を要請し、また、現場における受入体制等に関する情報を被害者等に提供するなど、被害者等への窓口を通じて、被害者等からの問合せ・相談に的確に対応する。		
(2) 中長期的対応		
公共交通事故被害者等への支援を行う体制において、被害者等のための窓口を設置し、被害者等からの要望を踏まえ、事故調査の状況や規制の見直し、事業者の安全対策に関する説明について必要なコーディネートを図る。また、被害者等からの相談を受け、必要に応じて、事業者が策定する公共交通事故被害者等への支援に関する計画に基づく支援やその他事業者による支援について、事業者に指導・助言を行うとともに、被害者等に対して関係機関や心のケアの専門家を紹介する等の取組を図る。		

章	2 鉄道交通及び踏切道における交通の安全	(実施機関名) 東北運輸局
節	2 踏切道における交通の安全対策	
項目	1 踏切道の立体交差化、構造の改良 及び歩行者等立体横断施設の整備等の促進	
細目		
(実施内容)		
遮断時間が特に長い踏切道（開かずの踏切）や、主要な道路で交通量の多い踏切道等については、抜本的な交通安全対策である連続立体交差化等により、除却を促進するとともに、道路の新設・改築及び鉄道の新線建設に当たっては、極力立体交差化を図る。 加えて、立体交差化までに時間の掛かる「開かずの踏切」等については、早期に安全・安心を確保するため各踏切道の状況を踏まえ、歩道拡幅等の構造の改良や歩行者等立体横断施設の設置等、カラー舗装や駅周辺の駐輪場整備、踏切周辺道路の整備、踏切保安設備の整備、踏切横断交通量削減のための車両進入抑制等の踏切周辺対策等の一体対策を促進する。 また、列車と車両等の衝突による死傷事故を減らすため、狭小な踏切道や歩道が無い踏切道の拡幅、事故が多発する構造等に課題のある踏切道の対策など、事故防止効果の高い構造への改良を促進する。 さらに、特定道路や高齢者・障害者の利用がある踏切道において、路面の平滑化や、令和6年1月に改定した「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」を踏まえ、特定道路等を優先とした踏切道内誘導表示等の整備等により安全な歩行空間の確保を促進する。 以上のとおり、立体交差化等による「抜本対策」と構造の改良等による「速効対策」の両輪による総合的な対策を促進する。		
章	2 鉄道交通及び踏切道における交通の安全	(実施機関名) 道路整備課
節	2 踏切道における交通の安全対策	
項目	1 踏切道の立体交差化、構造の改良 及び歩行者等立体横断施設の整備等の促進	
細目		
(実施内容)		
歩道が狭隘な踏切等における歩行者安全対策のための構造改良を実施する。 また、自動車交通量が多く踏み切り遮断時間が長い踏切道など、立体交差化を実施することにより交通の円滑化に著しく効果があると認められる踏切道については、極力立体交差化を図り踏切道の除却を促進する。加えて、立体交差化までに時間のかかる遮断時間の長い踏切等については、効果の発現を図るため各踏切道の状況を踏まえ、歩道拡幅等の構造の改良や歩行者立体横断施設の設置等を促進する。		
章	2 鉄道交通及び踏切道における交通の安全	(実施機関名) 東日本旅客鉄道株式会社
節	2 踏切道における交通の安全対策	
項目	1 踏切道の立体交差化、構造改良 及び歩行者等立体横断設備の整備等の促進	
細目		
(実施内容)		
遮断回数が多い踏切道や交通量の多い踏切道において、交通渋滞が著しく社会生活上弊害をもたらしている箇所について、立体交差化を推進するとともに、歩道が狭窄な踏切については歩行者安全対策のための構造改良等、関係機関と引き続き協議する。		

章	2 鉄道交通及び踏切道における交通の安全	(実施機関名) 東北運輸局
節	2 踏切道における交通の安全対策	
項目	2 踏切保安設備の整備	
細目		
(実施内容)		
踏切遮断機の整備された踏切道は、踏切遮断機の整備されていない踏切道に比べて事故発生率が低いことから、踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、着実に踏切遮断機の整備を行う。 自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故の発生状況等を勘案して必要に応じ、障害物検知装置、オーバーハング型警報装置、大型遮断装置等、より事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進める。 高齢者等の歩行者対策としても効果が期待できる全方位型警報装置、非常押ボタンの整備、障害物検知装置の高規格化を推進する。 なお、これらの踏切保安設備の整備に当たっては、踏切道改良促進法に基づく補助制度を活用して整備を促進する。		

章	2 鉄道交通及び踏切道における交通の安全	(実施機関名) 東北運輸局
節	2 踏切道における交通の安全対策	
項目	3 踏切道の統廃合の促進	
細目		
(実施内容)		
踏切道の立体交差化、構造の改良等の事業の実施に併せて、近接踏切道のうち、その利用状況、う回路の状況等を勘案して、第3、4種踏切道など地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めるとともに、これら近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進する。 ただし、構造の改良のうち、踏切道に歩道がないか、歩道が狭小な場合の歩道整備については、その緊急性を考慮して、近接踏切道の統廃合を行わずに実施できることとする。		

章	2 鉄道交通及び踏切道における交通の安全	(実施機関名) 東北運輸局
節	2 踏切道における交通の安全対策	
項目	4 その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置	
細目		

(実施内容)

緊急に対策の検討が必要な踏切道は、「踏切安全通行カルテ」を作成・公表し、効果検証を含めたプロセスの「見える化」を推進し、透明性を保ちながら各踏切の状況を踏まえた対策を重点的に推進する。また、踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、必要に応じて、踏切道予告標、踏切信号機の設置等を進める。

自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るため、踏切事故防止キャンペーンを推進する。加えて、第4種踏切道を横断する歩行者の安全対策の観点から、安全対策を簡易かつ効果的に実施できる設備の導入を推進する。

また、学校等において、踏切の通過方法等の教育を引き続き推進するとともに、鉄道事業者等による高齢者施設や病院等の医療機関へ踏切事故防止のパンフレット等の配布を促進する。踏切事故による被害者等への支援についても、事故の状況等を踏まえ、適切に対応していく。さらに、ICT技術の発展やライフスタイルの変化等、社会を取り巻く環境の変化を見据え、更なる踏切道の安全性向上を目指し、対策を検討する。

平常時の交通の安全及び円滑化等の対策に加え、災害時においても、踏切道の長時間遮断による救急・救命活動や緊急物資輸送に支障の発生などの課題に対応するため、災害時の管理方法の指定制度に基づき指定した緊急輸送道路路上等の踏切道について、道路管理者と鉄道事業者の連携による災害時の踏切優先解放等の措置を確実に実施する取組を進め、災害時の適確な管理を促進する。